農閣第　　号

家畜保健衛生所法を制定する必要があるので、別紙法律案並びに理由書を添えて閣議を請う。

昭和二十五年　　月　　日

農林大臣　森　幸太郎

内閣総理大臣　吉田　茂　殿

国立公文書館
National Archives of Japan

家畜保健衛生所法

（設置）

第一条　家畜保健衛生所は、地方における家畜衛生の向上を図り、もつて畜産の振興に資するため、都道府県が設置する。

2　家畜保健衛生所の位置、名称及び管轄区域は、条例で定める。

3　家畜保健衛生所には、その名称中に「家畜保健衛生所」という文字を用いなければならない。

第二条　都道府県は、家畜保健衛生所を設置しようとするときは、農林大臣の承認を得なければならない。

（事務の範囲）

第三条　家畜保健衛生所は、第一条第一項に規定する目的を達成するため、左に掲げる事務を行う。

一　家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事務
二　家畜の伝染病の予防に関する事務
三　家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事務
四　家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務
五　寄生虫病、骨軟症その他農林大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事務
六　地方的特殊疾病の調査に関する事務
七　その他地方における家畜衛生の向上に関する事務

（家畜保健衛生所の利用）

第四条　家畜保健衛生所は、条例の定めるところにより、獣医師に試験及び検査に関する施設を利用させることができる。

（農林大臣の権限）

第五条　農林大臣は、地方における家畜衛生の向上を図るため必要

農林省

があると認めるときは、都道府県知事に対し、家畜保健衛生所の運営に関して必要な事項を命じ、及び必要な報告を求めることができる。

（名称の制限）

第六条　この法律による家畜保健衛生所でないものは、その名称中に「家畜保健衛生所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

（国からの補助）

第七条　国は、家畜保健衛生所に要する経費に対し、毎年予算の範囲内で、都道府県に、創設費及びこれに伴う初度調弁費並びに職員に要する経費の二分の一以内の補助金を交付することができる。

附　則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第六条の規定は、昭和二十五年七月一日から施行する。

農林省

理由

家畜衛生の向上を図るため、都道府県に家畜保健衛生所を設置し、家畜衛生に関する指導その他の事務の実施を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林省

国立公文書館
National Archives of Japan

家畜保健衛生所法案

国立公文書館
National Archives of Japan

家畜保健衛生所法案

（設置）

第一條　家畜保健衛生所は、地方における家畜衛生の向上を図り、もつて畜産の振興に資するため、都道府県が設置する。

2　家畜保健衛生所の位置、名称及び管轄区域は、條例で定める。

3　家畜保健衛生所には、その名称中に「家畜保健衛生所」という文字を用いなければならない。

第二條　都道府県は、家畜保健衛生所を設置しようとするときは、農林大臣の承認を得なければならない。

（事務の範囲）

第三條　家畜保健衛生所は、第一條第一項に規定する目的を達成するため、左に掲げる事務を行う。

一　家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事務

二　家畜の伝染病の予防に関する事務

三　家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事務

国立公文書館
National Archives of Japan

四　家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務

五　寄生虫病、骨軟症その他農林大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事務

六　地方的特殊疾病の調査に関する事務

七　その他地方における家畜衛生の向上に関する事務

（家畜保健衛生所の利用）

第四條　都道府県知事は、條例の定めるところにより、獣医師に家畜保健衛生所の試験及び検査に関する施設を利用させることができる。

（農林大臣の権限）

第五條　農林大臣は、地方における家畜衛生の向上を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、家畜保健衛生所の運営に関して必要な事項を命じ、及び必要な報告を求めることができる。

（名称の制限）

第六條　この法律による家畜保健衛生所でないものは、その名称中に「家畜保健衛生所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

（国からの補助）

第七條　国は、家畜保健衛生所に要する経費に対し、毎年予算の範囲内で、都道府県に、創設費及びこれに伴う初度調弁費並びに職員に要する経費の三分の一以内の補助金を交付することができる。

附　則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第六條の規定は、昭和二十五年七月一日から施行する。

理　由

家畜衛生の向上を図るため、都道府県に家畜保健衛生所を設置し、家畜衛生に関する指導その他の事務の実施を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

Live-stock Hygiene Service Center Bill

(Establishment)

Article 1. The live-stock hygiene service center shall be established by To, Do, Fu or prefecture in order to contribute to the development of stock-raising industry by enhancing the sanitary conditions of live-stock.

2. The location, name and area of jurisdiction of the live-stock hygiene service center shall be provided for by by-law.

3. The live-stock hygiene service center shall use letters of "the live-stock hygiene service center" in its name.

Article 2. The government of To, Do, Fu or prefecture shall, when it intends to establish the live-stock hygiene service center, obtain the approval of the Minister of Agriculture and Forestry.

(Extent of Businesses)

Article 3. The live-stock hygiene service center shall execute the following affairs in order to achieve the purpose as provided for by Art. 1 par. 1:

(1) Affairs concerning dissemination and promotion of thought concerning live-stock hygiene

(2) Affairs concerning prevention of live-stock infectious diseases;

(3) Affairs concerning removal of obstracles in reproduction of live-stock and execution of artificial insemination thereof;

(4) Affairs concerning examination and inspection necessary for the hygienics of live-stock;

(5) Affairs concerning diagnosis of live-stocks for the purpose of preventing such diseases as parasitism, osteomalacia and other diseases which are designated by the Minister of Agriculture and Forestry;

(6) Affairs concerning survey of the special endemic diseases;

(7) Other affairs concerning promotion of live-stock hygienics in the locality.

第四回 議

国立公文書館 National Archives of Japan

(Utilization of Live-stock Hygiene Service Center)

Article 4. The governor of To, Do, Fu or prefecture may, in accordance with the provision of by-law, make available to veterinarians the facilities of live-stock hygiene service centers concerning examination and inspection.

(Authority of the Minister of Agriculture and Forestry)

Article 5. The Minister of Agriculture and Forestry may, if necessary for the purpose of promoting hygienics of live-stock in the locality, direct the governor of To, Do, Fu or prefecture any matters necessary for the operation of the live-stock hygiene service center and demand him necessary reports.

(Restriction of the Title)

Article 6. No institution, other than the live-stock hygiene service center under this Law, shall use the letters of "the live-stock hygiene service center" in its title or any other similar letters thereto.

(Subsidy from the Government)

Article 7. The Government, within the limit of budgetary appropriations, may grant subsidy every year to To, Do, Fu and prefectures for the expenses of the live-stock hygiene service centers within one half of the expenses for their establishment, initial equipments and facilities, incidental thereto, and personnel.

Supplementary Provisions:

This Law shall come into force as from April 1, 1950. However; the provisions of Art. 6 shall come into force as from July 1, 1950.

第四編 外交へ

国立公文書館 National Archives of Japan

提案理由

唯今御案議を願います家畜保健衛生所法案の提案理由を御説明いたします。

畜産は食糧の増産、農業経営の改善、食生活の刷新等の見地からその必要性は益々増大し振興を要すること切なるものがあります。畜産の振興は、家畜の生産、育成、利用等が農業と相関連して合理的且つ有機的に行われて始めて目的を達しうるものであることは勿論でありまして、現在種々畜産の振興方策が進められておりますが、就中家畜の損耗防止、生産率向上の面から家畜衛生に関する学理と技術とを積極的に応用することが当面最も効果的であることは衆人の認めるところであります。

依ってこの施策の実施を促進強化する為に地方における家畜衛生の末端の実践機関として家畜保健衛生施設を設置する事となり昭和二十三年度以降六ケ年計画を以て五百個所を目標に設置に着手し既に華々しい活動を開始し各方面から多大の期待を寄せられるに至っている次第でありまして、この施設の重要性に鑑み、且つは一層地方の末端に於ける家畜衛生の機構を確立整備し、真に農民と直結する施設としての性格を明確にすると同時に家畜防疫行政機関としての性格を持たしめることが必要となって参ったのであります。

以下本法案の主要な内容について、その概要を御説明いたしたいと思います。

第一に、今日の家畜伝染病の予防は畜産振興の基盤をなすもので、然もその内容は非常に広汎多岐に亘り又その基礎をなす獣医学は日進月歩著るしい進歩をみつゝあるので遺憾なくこの事業を実施するには絶えず進歩した技術の普及滲透が図られなければなりません。客観的な状勢を観察しまするに我が国は各種伝染病の常在地に囲まれる地理

的関係にあり[illegible]大源からの伝染病の侵入の危険に曝されているわはであり[illegible]して一朝侵入しますれば、我が国の畜産の基礎は根底から崩壊されることは明瞭事実であります。すので強力なる防疫態勢を整えると同時に迅速果断にこれを処理する事が喫緊の要事なのであります。即もその発生及び伝播の状況を徹底に掌握し発生の初期に迅速な防疫処置を行うが為には資金を失さず[illegible]の蒐集、材料の採取、鑑定等を必要とするのであり[illegible]ためには施設と組織と機構とを確立する必要があるのであります。

第二は、[illegible]の[illegible]畜に多発する疾病の予防のための検査の[illegible]は一般に慢性経過をとり、その被害も伝染病の[illegible]不注意に看過されやすいのであります。[illegible]以上にも及んでおり、殊に幼畜は抵抗力が[illegible]発育を阻害されている実状であります。すのでこれに対する[illegible]を必要とするのであります。又骨軟症は北海道、東北、北陸等寒冷地帯、積雪地帯の家畜特に馬に多発し多大の被害を及ぼしている疾病でありますが近年飼料事情の悪化から一層その発生が激増し馬のみに止まらず乳牛にも多発し又発生地域も全国的に拡大される勢にあります。すのでこれらの疾病の検査を励行して発生を未然に防止することが必要なのであります。

第三は、生産衛生技術の普及向上によつて生産の増強を図らんとする点であります。このためには、人工授精による優良種畜の高度の利用及び繁殖障害の除去による受胎率の向上を行うことが必要であると同時に種付の指導、[illegible]診断、[illegible]家畜の管理衛生の指導等を併行して行[illegible]設を中心にその事業を強力に推進せんとするものであります。

第四には、[illegible]のサービスセンターとして直接家畜飼養者に接触して[illegible]を行い、又広く団体の技術者関係獣医師にての[illegible]生行政えの協力を促進し真に効

果を昂めることともしたいのであります。

以上が家畜保健衛生所法案の大要であります。何卒愼重御審議の上、速やかに御可決せられんことを希望する次第であります。

国立公文書館
National Archives of Japan

家畜保衛衛生所法案説明

第一條

本條は、家畜保衛衛生所の設置に関する規定である。

第一項　設置の趣旨

家畜衛生に関する指導その他の事務の実施を強化し、家畜衛生の向上を図るため、地方における末端の実践機関として国庫の補助により家畜保衛衛生施設を昭和二十三年度一〇〇ケ所、それ以降毎年八〇ケ所設置し、六ケ年をもつて全国五〇〇ケ所に設置することを計画し、二十四年度末には一八〇ケ所設置された。今回特に家畜保衛衛生施設の性格を明確にすると同時に家畜衛生に関する施設と組織と機構とを確立し、本施設の運営の基準を定めるため、これを地方自治法第百五十六條第一項の規定による行政機関として法律をもつて設置することとした。

第二項　條例による設置

家畜保衛衛生所の位置、名称、区域は、地方自治法第百五十六條第二項の規定により、條例又は規則で定めることとなつているが、本法案は家畜疾病の色彩も強いので、都道府県の他の営造物と同様必ず條例で定めなければならないこととした。

第三項　名称使用の禁止

家畜保衛衛生所は、保健所その他の行政機関又は営造物並びに法人その他の団体と紛らわしい名称を使用することを禁じた。特別の使命をもつているのであるから、その名称によつて他と識別される必要があるので、家畜保衛衛生所には、その名称に「家畜保衛衛生所」という文字を用いなければならない。この法律施行の際、国から補助金の交付をうけて既に設置されている家畜保衛衛生所については、暫定的にその名称によることとした。

第二條

本條は、都道府県が家畜保健衛生所を設置しようとするとき、農林大臣の承認を得なければならない旨を規定したものである。

家畜保健衛生所は、都道府県の行政機関であるから法律に別段の規定がなければ都道府県は、條例をもつて任意に設置されるべきであるけれども家畜保健衛生所の所管する事務は、家畜伝染病予防法その他の法律の規定により、都道府県知事の権限に属している国家事務を担当し或は都道府県知事の委任をうけてその権限に属している事務を行うものであるから国家行政の必要上、特に農林大臣の承認を要することとした。

承認とは、認可と同じ行政行為と考へられる。申請事項及ひ内請の手続については、農林省令その他で定めることとした。

第三條

本條は、家畜保健衛生所の事務の範囲を規定したものである。

第一に、家畜保健衛生所は、本條各号に掲ける事項に関係ある事項であつて、一般疾病の治療は原則として行わない。

第二に、家畜保健衛生所は、都道府県知事の権限を分掌する政機関として設置されるものであるから都道府県知事がその権限に属する国家事務又はその他行政事務の一部を家畜保健衛生所に委任することができるものであり、その委任の範囲は、本條に明示されている事項に限られることは当然である。

家畜保健衛生所で行う事業は、畜産の健全なる発達を図るため農業と相関連して合理的且つ科学的に行わなければならないものであり、日常農民と緊密に接触して衛生技術の滲透を行い、家畜の生産増殖、増産防止の実を挙げなければならないことを主眼とし

なければならない。

二、地方における家畜衛生のサービスを行う

右家畜衛生業に接触し、衛生思想の普及向上に努め、般家畜

[illegible]ば治療、薬剤協同組合等の団体に[illegible]して新しい学理と技術の[illegible]

(二) 家畜衛生[illegible]

今日世界的に[illegible]つており、且つ高度の技術を含うものが多い。[illegible]ではなくその発生、伝播の[illegible]法に[illegible]し、[illegible]、連絡、検査材料の採取、[illegible]等、[illegible]、[illegible]、[illegible]

り行われていない。

依つて重要な家畜寄生虫に対しては、家畜飼養者と協力し、これが予防、駆除等の対策を進める方針である。

又骨軟症は、北海道、東北、北陸等の積雪地帯、未作地帯の家畜特に馬に多発して莫大な被害があるが、近年飼料事情の悪化に伴つて一層その発生が増加し又馬のみでなく乳牛、和牛、豚等にも発生し、且つ発生地域も全国的に拡大している実状であるから、この疾病の予防を行い必要に応じ衛康診断を実施する。

農林大臣の指定する疾病は、地方的の特殊疾病或は法定伝染病以外の伝染病若しくは多発疾病等にして、家畜の改良増殖を阻害し、その影響が甚大であると考へられる疾病をいう。

(六) 地方的特殊疾病の調査

地方的に原因の不明な疾病が発生した場合、この種の疾病に対しては速かに自ら調査を行い又他に協力して究明に努める。

第四條

本條は、家畜保健衛生所の試験及び検査に関する施設の利用に関する規定である。

都道府県知事は、條例の定めるところによつて一般獣医師に家畜保健衛生所の試験及び検査に関する施設を利用させることができることを規定している。

特に獣医師に限つて利用させることにしたのは、元来家畜保健衛生所は、都道府県の営造物であつてこの施設の性質上什器の善く共用し得るものであるか、家畜保健衛生所の試験及び検査に関する器具、器械、施設等については、取扱上特に熟練された技術と知識とを必要とし或は細菌の検査等非常に危険な材料を取扱う関係上特殊技術をもつ獣医師に限り利用させることが妥当と考へるからである。

「獣医師から極所の利用の申出があつた場合は、なるべく応じなけ

ればならない。但し利用させたがために家畜保健衛生所の業務又は施設に支障がある場合には、当然拒否することができる。なおこれが取扱いについては、都道府県の條例で定められることとなる。

第五條

本條は、農林大臣が地方における家畜衛生の向上を図るため必要があるときは、都道府県知事に対して、家畜保健衛生所の設置上必要な事項を命じ、必要な報告を求めることができる旨を規定したものである。

農林大臣は、都道府県知事に対し委任されている国家事務についてのみ都道府県知事に対して指揮監督し得るわけであるが、家畜保健衛生所の行う事業の性質及び補助金を交付している関係上、薬事については薬の円滑を期するため、都道府県知事に対して農林大臣が必要な命令ができることとした。

農林大臣が必要と認めるときとは、家畜保健衛生所で行う事業について、事業実施命令の趣旨に反して家畜衛生事務が適切に行われていないと認められるときをいう。

農林大臣の行う具体的な命令の内容は、省令その他で定められることとなるが、例えば次のような事項である。

一　職員の資格に関する事項

二　建物及び施設に関する設備の基準に関する事項

三　報告に関する事項

イ　家畜保健衛生所に関する條例、処理規程、事務細則等の制定

ロ　関係職員に対する命令

ハ　事業計画及び予算に関する事項

第六條

本條は、[illegible]

第一條の規定により、家事保健衛生所は必ず名称中に「家事保健衛生所」という文字を用いなければならないので、この法律による家事保健衛生所でないものは、「家事保健衛生所」という文字又はこれに類似する文字をその名称中に用いてはならないこととし、行政機関としての本施設の存在を明確にした。

この法の施行の際、本條の規定に抵触するものは、昭和二十五年七月一日までに名称の変更を行わなければならない。

第七條

本條は、家事保健衛生所に対する国庫補助金に関する事項を規定したものである。

国は、毎年予算の範囲内で都道府県に対し、家事保健衛生所の創設費用、設置費用及び器具器械の購入に要する初度調弁費並びに職員に要する経費の二分の一以内の補助金を交付する。

この法律施行以前家事保健衛生施設費によって国庫補助をうけて設置されたものも今後毎年職員に対する給費のみ補助されることになる。

附則

この法律は、第六條の規定を除いては、昭和二十五年四月一日から施行されるので、当時振興施設補助金交付規定により家事保健衛生施設費の交付をうけて、現在都道府県の条例をもって設置されている家事保健衛生施設は、第一條第三項の規定により廃して、条例の改正により「家事保健衛生所」と改めなければならないが、地方議会の関係上四月一日から一ヶ月間施行することは困難と思はれるので三ケ月の猶予を置いた。

なおこの法律に規定されていないが都道府県は地方自治法第二百二十二條第一項の規定によって条例の定めるところにより、家事保健衛生所の施設の使用者人は家事保健衛生所で行う事業に関する手数料は当然徴収することができる。

●地方自治法（昭和二二・四・一七法六七）抜萃

第一四条（条例）① 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、行政事務の処理に関しては、法令に特別の定があるものを除く外、条例でこれを定めなければならない。

第一四六条（国の機関としての長の監督及び能率）① 主務大臣は、国の機関としての都道府県知事の権限に属する国の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣の処分に違反するものがあると認めるとき、又はその国の事務の管理若しくは執行を怠るものがあると認めるときは、文書を以て、当該都道府県知事に対し、その旨を指摘し、期限を定めて、その行うべき事項を命令することができる。

第一五三条（長の事務の委任、臨時代理及び補助執行）① 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の吏員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

第一五五条（支庁、地方事務所及び支所の設置・区）① 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所を設けることができる。

② 政令で指定する市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所を置くものとする。

③ 法律又は政令で特別の定をするものを除く外、行政区に関する規定は、前項の区にこれを準用する。

(1) 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは区の事務所の位置、名称及び管轄区域は、条例でこれを定めなければならない。

第一五六条 行政機関の設置。知事の地方行政機関の長の指揮監督権。国の地方行政機関設置の条件 (1) 普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除く外、法律の定めるところにより、保健所その他の行政機関を設けるものとする。

(2) 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例又は規則でこれを定める。

第一一一条 他の普通地方公共団体の財産又は営造物の使用 (1) 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、他の普通地方公共団体の財産又は営造物を自己の什器の使用に供させることができる。

(2) 前項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第二一三条 法令への委任 普通地方公共団体は、法律又は政令に特別の定めがあるものを除く外、財産の取得、管理及び処分並びに営造物の設置及び管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

第二二二条 手数料 (1) 普通地方公共団体は、特定の個人のためにする事務につき、手数料を徴収することができる。

(2) 普通地方公共団体の長は、政令の定めるところにより、その権限に属する間、他の地方公共団体その他公共団体の事務につき、手数料を徴収することができる。

(3) 前項の手数料は、当該普通地方公共団体の収入とする。

◉家畜伝染病予防法

大正一一年四月一〇日法律第二九号
昭和二年三月三〇日法律第二八号
昭和一五年四月二日法律第九三号
昭和二三年三月六日法律第一一号
（改正）
昭和二三年七月二六日法律第一八八号
昭和二四年十二月三日法律第二三八号

第一条　本法ニ於テ家畜ト称スルハ牛、馬、綿羊、山羊、豚、犬、鶏及蜂ヲ謂ヒ伝染病ト称スルハ牛疫、牛肺疫、口蹄疫、氣腫疽、牛ノ結核病、炭疽、牛馬ノ原生虫病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、トリパノゾーマ病及トリコモナス病ヲ謂フ以下同ジ、牛山羊豚ノブルセラ病、鼻疽、仮性皮疽、馬ノ流行性脳炎、馬ノ伝染性貧血、馬ノパラチフス、馬綿羊山羊ノ疥癬、羊痘、豚コレラ、豚疫、豚丹毒、豚ノパラチフス、狂犬病、家禽コレラ、家禽ペスト及雛白痢ヲ謂フ

前項ニ規定スル家畜及伝染病ヲ除クノ外畜産ノ衰亡アリ又ハ畜産ニ重大ナル影響ヲ及ボス虞アリト認ムル伝染性疾病発生シタルトキハ農林大臣ハ省令ヲ以テ動物及伝染性疾病ノ種類ヲ指定シ期間ヲ限リ本法ノ一部又ハ全部ヲ適用スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ省令ノ公布ノ日ヨリ一年ヲ超エルコトヲ得ズ

第二条　家畜ガ伝染病ニ罹リ若ハ罹リタル疑アルトキ又ハ牛疫、牛肺疫、口蹄疫若ハ狂犬病ニ感染シタル虞アルトキハ所有者、保管者又ハ診断若ハ検案シタル獣医師ハ直ニ家畜ヲ所在地ノ家畜防疫委員ニ其ノ旨届出ヅベシ但シ家畜ガ船車ニ搭載スルモノナルトキハ船長、鉄道係員又ハ軌道係員ハ最初ニ寄港又ハ停留シタル地ノ家畜防疫委員ニ届出ヅベシ

第三条　前条ノ家畜ニ付テハ所有者若ハ保管者又ハ家畜ヲ搭載スル船車ノ船長、鉄道係員若ハ軌道係員ハ家畜防疫委員ノ指揮ニ従ヒ直ニ家畜ノ隔離其ノ他伝染病予防上必要ナル処置ヲ為スベシ

前項ノ家畜ハ家畜防疫委員ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ殺スコ

トヲ得ズ但シ鶏及鶩ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四条　左ニ掲グル家畜ハ所有者又ハ保管者ニ於テ家畜防疫委員ノ指揮ニ従ヒ直ニ之ヲ殺スベシ

一　牛疫、牛肺疫又ハ狂犬病ニ罹リタル家畜

二　牛疫ニ感染シタル虞アル家畜但シ第七条ノ規定ニ依リ免疫血清ノ注射ヲ行フモノヲ除ク

狂犬病ニ罹リタル犬ニ付所有者又ハ保管者緊急ノ必要アリト認ムルトキハ前項ノ指揮ヲ待タズシテ之ヲ殺スコトヲ得

第五条　都道府県知事又ハ特別市長伝染病予防上必要アリト認ムルトキハ左ニ掲グル家畜ニ付其ノ所有者又ハ保管者ニ対シ之ヲ殺スコトヲ命ズルコトヲ得

一　口蹄疫、氣腫疽、牛ノ結核病、炭疽、牛馬ノ原虫病、牛山羊豚ノブルセラ病、鼻疽、伝染性脳脊髄炎、馬ノ伝染性貧血、馬ノパラチフス、綿羊山羊ノ疥癬、羊痘、豚コレラ、豚疫、豚丹毒、豚ノパラチフス、家禽コレラ、家禽ペスト又ハ雛白痢ニ罹リタル家畜

二　牛肺疫又ハ口蹄疫ニ感染シタル虞アル家畜

三　牛疫ニ感染シタル虞アル家畜ニシテ第七条ノ規定ニ依リ免疫血清ノ注射ヲ行ヒタルモノ

都道府県知事又ハ特別市長ハ前項ノ家畜ニ付所有者又ハ保管者知レザル等ノ為前項ノ規定ニ依ラシムルコト能ハザルトキハ家畜防疫委員ヲシテ之ヲ殺サシムルコトヲ得

第六条　都道府県知事又ハ特別市長伝染病予防上病性鑑定ノ必要アリト認ムルトキハ家畜防疫委員ヲシテ家畜ノ屍体ヲ剖検セシメ又ハ剖検ノ為家畜ヲ殺サシムルコトヲ得

第七条　都道府県知事又ハ特別市長伝染病予防上必要アリト認ムルトキハ家畜防疫委員ヲシテ家畜ニ対シ免疫血清若ハ予防液ノ注射又ハ接種ヲ行ハシムルコトヲ得

家畜防疫委員前項ノ場合ニ於テ助力ヲ求ムルトキハ所有者若ハ保管者又ハ家畜ヲ搭載スル鉄道車ノ所長、鉄道係員若ハ軌道係員ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第八条　左ニ掲グル屍体ハ所有者又ハ保管者ニ於テ家畜防疫委員ノ指揮ニ従ヒ直ニ之ヲ焼却又ハ埋却スベシ但シ獣及　ノ屍体ニ付テハ指揮ヲ待タズシテ之ヲ焼却又ハ埋却スルコトヲ得

一　伝染病ニ罹リ又ハ罹リタル疑アル家畜ノ屍体

二　牛疫、牛肺疫又ハ口蹄疫ニ感染シタル虞アル家畜ノ屍体

前項ノ規定ハ左ニ掲グル屍体ニ之ヲ適用セズ

一　牛ノ結核病、牛馬ノ原生虫病、牛山羊豚ノブルセラ病、馬ノ伝染性貧血、馬絡羊山羊ノ疥癬又ハ白痢ニ罹リ又ハ罹リタル疑アル家畜ノ殺屍体

二　前号ニ掲グル家畜ノ殺屍体ニシテ家畜防疫委員ノ指揮ニ従ヒ化製スルモノ

三　仮性皮疽、馬ノ流行性脳炎、豚コレラ、豚疫、豚丹毒又ハ豚ノパラチフスニ罹リ又ハ罹リタル疑アル家畜ノ屍体ニシテ家畜防疫委員ノ指揮ニ従ヒ化製スルモノ

四　牛ノ結核病、牛馬ノ原生虫病、牛山羊豚ノブルセラ病、馬ノ伝染性貧血若ハ馬絡羊山羊ノ疥癬ニ罹リ若ハ罹リタル疑アル家畜ノ殺屍体ノ皮又ハ豚コレラ、豚疫、豚丹毒若ハ豚ノパラチフスニ罹リ若ハ罹リタル疑アル家畜ノ屍体ノ皮ニシテ家畜防疫委員ノ指揮ニ従ヒ消毒シタルモノ

五　病性鑑定又ハ学術研究ノ為都道府県知事又ハ特別市長ノ許可ヲ受ケタル家畜ノ屍体

六　前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外伝染病ニ罹リタル疑アル家畜及前項第二号ニ掲グル家畜ノ殺屍体ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事又ハ特別市長ニ於テ衛生上支障ナシト認メタルモノ

第九条　伝染病ノ病毒ニ汚染シタル疑アル物品ハ所有者又ハ保管者ニ於テ家畜防疫委員ノ指揮ニ従ヒ之ヲ廃棄、埋却又ハ消毒スベシ但シ家禽コレラ、家禽ペスト及鶏白痢ノ場合ニ於テハ指揮ヲ待タズシテ之ヲ焼却、埋却又ハ消毒スルコトヲ得

第十条　前二条ノ規定ニ依リ廃棄ス物品ハ物品ヲ埋却シタル土地ハ之ヲ発掘スルコトヲ得ズ但シ市長又ハ特別市長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一条　伝染病ニ罹リ死ハ罹リ死ルル又ハ牛疫、牛肺疫、若ハ口蹄疫ニ感染シタル疑アル物品ノ所有者、船車其ノ他ノ場所ハ所有者、管理人、船長、船員、運搬人又ハ輸送係員ニ於テ家畜防疫委員ノ指揮ニ従ヒ之ヲ消毒ノ上焼却コレラ、家禽ペスト及鶏白痢ノ場合ニ於テハ指揮ヲ待タズシテ之ヲ消毒スルコトヲ得

第十二条　伝染病ノ病毒ニ感染シ又ハ触接シタル疑アル者ハ直ニ消毒ヲ為スベシ

家畜防疫委員必要アリト認ムルトキハ前項ノ消毒ニ付指揮ヲ為スコトヲ得

第十三条　牛、馬、綿羊、山羊又ハ豚ガ疾病ノ為斃死シタルトキハ所有者又ハ保管者ハ直ニ家畜防疫委員ニ其ノ旨届出ツベシ

第二条但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十四条　第三条、第四条、第十一条ノ規定若ハ第十一条ノ規定ニ依ル義務者又ハ第十二条ニ規定スル義務者ガ其ノ義務ヲ履スル事項ヲ行ハズ又ハ行フモノ無ハザルトハ家畜防疫委員之ヲ行フ事ヲ得

第十五条　家畜防疫委員伝染病予防上必要アリト認ムルトキハ家畜、飼料其ノ他家畜ノ所在ノ場所ニ臨検スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ家畜防疫委員ハ其ノ証明ヲ携帯スベシ

第十六条　都道府県知事又ハ特別市長伝染病予防上必要アリト認ム

ルトキハ区域ヲ限リ一定種類ノ家畜ノ出入若ハ往来又ハ其ノ家畜ノ屍体若ハ伝染病ノ病毒伝播ノ虞アル物品ノ運搬ノ停止其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

家畜防疫委員伝染病予防上緊急ノ必要アリト認ムルトキハ伝染病ニ罹リ若ハ罹リタル疑アリ又ハ牛疫、牛肺疫若ハ口蹄疫ニ感染シタル虞アル家畜ノ所在ノ場所及其ノ隣接区域ニ対シ一定ノ期間交通ヲ遮断スルコトヲ得

第十七条　都道府県知事又ハ市長狂犬病予防上必要アリト認ムルトキハ家畜防疫委員ヲシテ犬ヲ繋留シ公園、社寺境内、墓地其ノ他ノ場所ニ徘徊スル犬ヲ捕獲シタルトキハソノ所有者家畜防疫委員前項ノ犬ヲ捕獲シタルトキハソノ所有者又ハ保管者ニ其ノ旨通知シ之ヲ引渡センムベシ所有者及保管者知レザルトキハ掲示ノ旨ヲ公示シ爾後ソノ日ムル期間内ニ犬ノ返還ノ請求ナキトキハ都道府県知事又ハ都道府県知事ハ其ノ犬ノ処分ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル公示ノ手続ノ方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八条　都道府県知事又ハ特別市長伝染病予防上必要アリト認ムルトキハ屠場若ハ化製場ノ開設ノ停止又ハ家畜市場、家畜共進会若ハ競馬会ノ開設ノ制限ヲ為スコトヲ得

第十九条　豚丹毒、豚伝染性胃腸炎、豚コレラ、豚伝染病ノ病毒伝播ノ虞アル物品ノ輸入又ハ輸出ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

第二十条　家畜防疫委員ハ伝染病予防ノ為施行スル検疫ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ輸入又ハ輸出スルコトヲ得ズ

検疫官吏伝染病予防上必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スルモノノ外伝染病ノ病毒伝播ノ虞アル物ニ付検疫ヲ行フコトヲ得

第二十条ノ二　第十条ノ二ノ規定ハ都道府県知事又ハ都道府県

知ラシムル証明書ノ発行スル検疫証明書ヲ有スルモノニ非ザレハ之ヲ軍港要塞外ニ移出スルコトヲ得ズ但シ屠殺ノ目的ヲ以テ屠場ニ直行スルモノナルコトヲ証スル都道府県知事ノ発行スル証明書ヲ有スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ検疫証明書ノ様式ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一条　検疫官吏伝染病予防上必要アリト認ムルトキハ船舶ニ臨検シ航海日誌其ノ他ノ書類ヲ検閲スルコトヲ得

第二十二条　第二条乃至第九条、第十一条乃至第十四条及第十六条ノ規定ニ於テ家畜ト称スルハ鶏ト又ハ輸出ニ付検疫ヲ施行スル場合ニ於テハ鶏卵ト称スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ都道府県費ヲ以テ之ヲ支弁スベシ但シ第二十四条ノ場合ニ於テハ第二十二条ノ二　第五条第二項ハ第十四条ノ規定ニ依リ検疫官吏第十四条ノ書類ヲ作ツル為ニ要シタル費用ヲ以テ之ヲ支弁スベシ

前項ノ費用ヲ支弁シタル者ハ第二十三条ノ規定ニ基キ個人ノ負担ニ属スル費用ヲ其ノ個人ヨリ徴収スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ第一項但書ノ規定ニ依リ費用ヲ徴収スル場合ニ於テハ国税徴収法ヲ準用ス

前項ノ規定スル徴収金ノ先取特権ノ順位ハ国税ニ次グモノトス

第二十二条ノ三　都道府県知事又ハ特別市長ハ第三条第一項ノ如置又ハ第十六条第一項ノ命令ニ因リ自活スルコト能ハザルニ至リタル者ニ対シ其ノ生活費ニ充ツル為手当金ヲ交付スベシ

前項ノ手当金ハ都道府県費ヲ以テ之ヲ支弁スベシ

第二十三条　伝染病予防ニ関スル費用ハ左ノ区分ニ従ヒ国、都道府県、特別市、市町村、特別区又ハ個人ニ於テ之ヲ負担スベシ

第一　左ニ掲グル費用ハ国ノ負担トス

一　市町村、市長又ハ特別区長ニ属タル家畜防疫委員以外ノ家畜防疫委員ノ旅費

二　伝染病予防ノ為雇入レタル獣医師ノ手当及旅費

三　家畜伝染病予防ノ為都道府県ノ血清類ノ購入及製造ニ要シタル費用ノ二分ノ一但シ牛疫血清ニ付テハ其ノ全額

四　第三第六号及第四ニ掲グルモノヲ除クノ外伝染病ノ予防ニ要スル消毒薬品費

五　第三ニ掲グルモノヲ除クノ外第二十条ノ検疫ニ要スル費用

六　前条第一項ノ規定ニ依ル手当金ノ三分ノ一

七　第二十四条第一項及第二項ノ規定ニ依ル手当金

八　評価人ノ手当及旅費

第三　左ニ掲グル費用ハ市町村又ハ特別区ノ負担トス

一　家畜防疫委員ガ伝染病予防ノ為雇入レタル傭人ノ費用

二　屍体及ハ物品ヲ焼却シタル地ノ標示費

第三　左ニ掲グル費用ハ所有者又ハ他ノ人其ノ他保管者ノ負担トス

一　家畜ノ牽付、送致、隔離、殺及第三条第一項ノ処置ニ要スル費用

二　第八条第二項第四号ニ掲グル家畜ノ斃屍体ノ皮及家畜ノ屍体ノ皮並ニ同項第六号ニ掲グル家畜及殺屍体ノ消毒ニ要スル費用

三　第九条又ハ第十一条ノ規定ニ依リ指揮ヲ待タズシテ消毒ヲ行ヒタル場合ニ要シタル費用

四　屍体及物品ノ焼却又埋却ニ要スル費用

五　抑留シタル犬ヲ返還スル場合ニ於テ其ノ犬ノ抑留中ニ要シタル飼養管理費及返還ニ要スル費用

六　検疫、検査、隔離又ハ繋留中ニ要スル飼養管理費、

第四　屠場、化製場、家畜市場及之ニ附属スル物品ノ消毒ニ要スル費用ハ場主又ハ開設者ノ負担トス

第五　前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外伝染病予防ニ要スル費用ハ

第拾四項前段ニ一ノ手続ハ第拾四項ノ場合ニ準シテ之ヲ為ス

第二十条　第二項各号ノ所有人ハ其住所ノ市長村長ニ対シ其住所ノ市長村長ハ其住所ノ市長村長ニ対シ其住所ノ市長村長ハ其住所ノ市長村長ニ対シ其住所ノ市長村長

三　第十二条第二項ノ規定ニ依ラザル者

四　正当ノ理由ナクシテ第十二条ノ規定ニ依ル臨検ニ応ジ又ハ第二十一条ノ規定ニ依ル臨検ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ尋問ニ対シ陳述ヲ為サザリシタル者

第二十八条、第十三条ノ届出ヲ為サザリシ者及第二十条ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ千円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第二十九条　航海中ノ船舶ニ在リテハ船長ハ第三条、第八条、第九条及第十一条ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ伝染病予防上必要ナル処置ヲ為スベシ

第三十条　本法中都道府県ニ関スル規定ハ都道府県ガ全部事務組合又ハ役場事務組合ヲ組織スル場合ニ於テハ当該組合ニ、市町村ニ関スル規定ハ地方自治法第二百九十二条第二項ノ市ニアリテハ行政区ニ、市町村又ハ特別区ニ関スル場合ニ在リテハ当該市長ニ之ヲ適用ス

第三十一条　本法中船長ニ関スル規定ハ、船舶ヲ離レタル場合ニ於テハ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者アル場合ニ於テハ其ノ者ニ之ヲ適用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

獣疫予防法及大正九年法律第三十号ハ之ヲ廃止ス

本法施行前ニ獣疫予防法第四条、第四条ノ二、第五条又ハ第八条第一項ノ場合ニ該当シタルモノニ対スル手当金ノ交付ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

附　則　（昭和二年法律第二十八号）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大正十四年勅令第二百四十五号ハ之ヲ廃止ス

附　則　（昭和十五年法律第九十三号）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則　（昭和二十年法律第八十八号）

1　この法律は、公布の日から、これを施行する。

2　馬の伝染性貧血に罹りたる馬の殺処分に関する法律（昭和四年法律第九号）及び畜牛結核病の予防に関する法律（明治三十四年法律第三十五号）は、これを廃止する。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

2　この法律施行前に、第二十四条第一項各号の一に該当した家畜又は物品の所有者に対し交付する手当金については、なお従前の例による。

保健所法

（昭和二二年九月五日法律第一〇一号）

第一條　保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第二條　保健所については、左に掲げる事項につき、指導及びこれを必要な事業を行う。

一　伝染病の予防及び治療に関する事項。

二　人口動態統計に関する事項。

三　栄養の改善及び飲食物の衛生に関する事項。

四　住宅、水道、下水道、汚物掃除その他の環境の衛生に関する事項。

五　保健婦に関する事項。

六　公共医療事業の向上及び増進に関する事項。

七　母性及び乳幼児の保健に関する事項。

八　[illegible]に関する事項。

九　食品、医薬品及び毒劇物に関する事項。

十　結核、伝染病その他の疾病予防に関する事項。

十一　その他地方における公衆衛生の向上及び増進に関する事項。

第三條　[illegible]は、その職権に属する前條各号に掲げる事務を保健所に委任することができる。

第四條　厚生大臣は地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため必要があるときは、疾病、傷害、[illegible]その他厚生大臣の指定する疾病の治療に当ることができる。

第五條　保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため必要な試験及び検査を行うことができる。

保健所には、医師、歯科医師、薬剤師その他の者に、前項の試験及び検査を担当させることができる。

第六條　[illegible]は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため必要な事項を命ずることができる。

第七條　[illegible]は、[illegible]に指定する地方公共団体が、保健所の事業の執行の便をはかるため、その支出を設けることができる。

名称　この法律による保健所でなければ、その名称中に、保健所たることを示すような文字を用いてはならない。

但し、厚生大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

第九條　保健所の施設の利用又は保健指導で行う診療については、命令で定める場合を除いては、使用料、手数料又は治療料を徴収してはならない。

第十條　国庫は、保健所に対する補助又は地方公共團体に対し、政令の定めるところにより、その経費の三分の一以内を補助する。

附　則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

家畜法定傳染病一覽表

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

病名	原因	感受動物	症状	内地発生状況	畜産に及ぼす影響	公衆衛生
牛疫	濾過性病毒	牛	高熱、下痢、胃腸、大流行性	明治四十三年迄数年大流行、大正九年十一年侵入、以来沖縄その他発生ありし	本病は本邦開国以来の大流行となり、その侵入を見たる日以来その大流行となり、その被害は実に明治年間の牛疫を見ても明らかで、その惨状は実に恐るべきものがあり、大陸方面よりの侵入に対しては不断の警戒をつづけ、撲滅対策を講ずべきである（松浦技師報告）	
牛肺疫	濾過性病毒	牛、水牛、山羊、羊、駱駝、ラクダ	発熱、片側の肺並に胸膜、クループ性炎症、流行性、若は散在性	本邦初発は西暦一八八四年、明治十七年、その後数年間に五八頭、明治三十五年迄総計三一三頭発生、明治十六年十年間に八頭発生、その後絶滅	此の新疫と同様、本邦に侵入した場合の被害は大なるものがあり、これ前者と共に今日の大陸方面からの家畜伝染病に対する防遏対策を講じ、撲滅に努めなければならない。	
口蹄疫	濾過性病毒	牛、山羊、羊、豚、駱駝、ラクダ	口中、口唇、乳房の水疱、蹄間の水疱、流行性、若は散在性	一八八一年、一八八二年、一八八三年、一八八四年、一八八五年、一八八六年、一八八七年、一八八八年、一八八九年、一八九〇年、一八九一年、一八九二年、一八九三年、一八九四年、一八九五年、一八九六年、一八九七年、一八九八年、一八九九年、一九〇〇年、一九〇一年、一九〇二年、一九〇三年、一九〇四年、一九〇五年、一九〇六年、一九〇七年、一九〇八年、一九〇九年、一九一〇年、一九一一年、一九一二年、一九一三年、一九一四年、一九一五年、一九一六年、一九一七年、一九一八年、一九一九年、一九二〇年、一九二一年、一九二二年、一九二三年、一九二四年、一九二五年、一九二六年、一九二七年、一九二八年、一九二九年、一九三〇年、一九三一年、一九三二年、一九三三年、一九三四年、一九三五年、一九三六年、一九三七年、一九三八年、一九三九年、一九四〇年、一九四一年、一九四二年、一九四三年、一九四四年、一九四五年、一九四六年、一九四七年、一九四八年、一九四九年、一九五〇年、一九五一年、一九五二年、一九五三年、一九五四年、一九五五年、一九五六年、一九五七年、一九五八年、一九五九年、一九六〇年、一九六一年、一九六二年、一九六三年、一九六四年、一九六五年、一九六六年、一九六七年、一九六八年、一九六九年、一九七〇年、一九七一年、一九七二年、一九七三年、一九七四年、一九七五年、一九七六年、一九七七年、一九七八年、一九七九年、一九八〇年、一九八一年、一九八二年、一九八三年、一九八四年、一九八五年、一九八六年、一九八七年、一九八八年、一九八九年、一九九〇年、一九九一年、一九九二年、一九九三年、一九九四年、一九九五年、一九九六年、一九九七年、一九九八年、一九九九年、二〇〇〇年、二〇〇一年、二〇〇二年、二〇〇三年、二〇〇四年、二〇〇五年、二〇〇六年、二〇〇七年、二〇〇八年、二〇〇九年、二〇一〇年、二〇一一年、二〇一二年、二〇一三年、二〇一四年、二〇一五年、二〇一六年、二〇一七年、二〇一八年、二〇一九年、二〇二〇年、二〇二一年、二〇二二年、二〇二三年、二〇二四年、二〇二五年、二〇二六年、二〇二七年、二〇二八年、二〇二九年、二〇三〇年、二〇三一年、二〇三二年、二〇三三年、二〇三四年、二〇三五年、二〇三六年、二〇三七年、二〇三八年、二〇三九年、二〇四〇年、二〇四一年、二〇四二年、二〇四三年、二〇四四年、二〇四五年、二〇四六年、二〇四七年、二〇四八年、二〇四九年、二〇五〇年、二〇五一年、二〇五二年、二〇五三年、二〇五四年、二〇五五年、二〇五六年、二〇五七年、二〇五八年、二〇五九年、二〇六〇年、二〇六一年、二〇六二年、二〇六三年、二〇六四年、二〇六五年、二〇六六年、二〇六七年、二〇六八年、二〇六九年、二〇七〇年、二〇七一年、二〇七二年、二〇七三年、二〇七四年、二〇七五年、二〇七六年、二〇七七年、二〇七八年、二〇七九年、二〇八〇年、二〇八一年、二〇八二年、二〇八三年、二〇八四年、二〇八五年、二〇八六年、二〇八七年、二〇八八年、二〇八九年、二〇九〇年、二〇九一年、二〇九二年、二〇九三年、二〇九四年、二〇九五年、二〇九六年、二〇九七年、二〇九八年、二〇九九年、二一〇〇年、二一〇一年、二一〇二年、二一〇三年、二一〇四年、二一〇五年、二一〇六年、二一〇七年、二一〇八年、二一〇九年、二一一〇年、二一一一年、二一一二年、二一一三年、二一一四年、二一一五年、二一一六年、二一一七年、二一一八年、二一一九年、二一二〇年、二一二一年、二一二二年、二一二三年、二一二四年、二一二五年、二一二六年、二一二七年、二一二八年、二一二九年、二一三〇年、二一三一年、二一三二年、二一三三年、二一三四年、二一三五年、二一三六年、二一三七年、二一三八年、二一三九年、二一四〇年、二一四一年、二一四二年、二一四三年、二一四四年、二一四五年、二一四六年、二一四七年、二一四八年、二一四九年、二一五〇年、二一五一年、二一五二年、二一五三年、二一五四年、二一五五年、二一五六年、二一五七年、二一五八年、二一五九年、二一六〇年、二一六一年、二一六二年、二一六三年、二一六四年、二一六五年、二一六六年、二一六七年、二一六八年、二一六九年、二一七〇年、二一七一年、二一七二年、二一七三年、二一七四年、二一七五年、二一七六年、二一七七年、二一七八年、二一七九年、二一八〇年、二一八一年、二一八二年、二一八三年、二一八四年、二一八五年、二一八六年、二一八七年、二一八八年、二一八九年、二一九〇年、二一九一年、二一九二年、二一九三年、二一九四年、二一九五年、二一九六年、二一九七年、二一九八年、二一九九年、二二〇〇年、二二〇一年、二二〇二年、二二〇三年、二二〇四年、二二〇五年、二二〇六年、二二〇七年、二二〇八年、二二〇九年、二二一〇年、二二一一年、二二一二年、二二一三年、二二一四年、二二一五年、二二一六年、二二一七年、二二一八年、二二一九年、二二二〇年、二二二一年、二二二二年、二二二三年、二二二四年、二二二五年、二二二六年、二二二七年、二二二八年、二二二九年、二二三〇年、二二三一年、二二三二年、二二三三年、二二三四年、二二三五年、二二三六年、二二三七年、二二三八年、二二三九年、二二四〇年、二二四一年、二二四二年、二二四三年、二二四四年、二二四五年、二二四六年、二二四七年、二二四八年、二二四九年、二二五〇年、二二五一年、二二五二年、二二五三年、二二五四年、二二五五年、二二五六年、二二五七年、二二五八年、二二五九年、二二六〇年、二二六一年、二二六二年、二二六三年、二二六四年、二二六五年、二二六六年、二二六七年、二二六八年、二二六九年、二二七〇年、二二七一年、二二七二年、二二七三年、二二七四年、二二七五年、二二七六年、二二七七年、二二七八年、二二七九年、二二八〇年、二二八一年、二二八二年、二二八三年、二二八四年、二二八五年、二二八六年、二二八七年、二二八八年、二二八九年、二二九〇年、二二九一年、二二九二年、二二九三年、二二九四年、二二九五年、二二九六年、二二九七年、二二九八年、二二九九年、二三〇〇年、二三〇一年、二三〇二年、二三〇三年、二三〇四年、二三〇五年、二三〇六年、二三〇七年、二三〇八年、二三〇九年、二三一〇年、二三一一年、二三一二年、二三一三年、二三一四年、二三一五年、二三一六年、二三一七年、二三一八年、二三一九年、二三二〇年、二三二一年、二三二二年、二三二三年、二三二四年、二三二五年、二三二六年、二三二七年、二三二八年、二三二九年、二三三〇年、二三三一年、二三三二年、二三三三年、二三三四年、二三三五年、二三三六年、二三三七年、二三三八年、二三三九年、二三四〇年、二三四一年、二三四二年、二三四三年、二三四四年、二三四五年、二三四六年、二三四七年、二三四八年、二三四九年、二三五〇年、二三五一年、二三五二年、二三五三年、二三五四年、二三五五年、二三五六年、二三五七年、二三五八年、二三五九年、二三六〇年、二三六一年、二三六二年、二三六三年、二三六四年、二三六五年、二三六六年、二三六七年、二三六八年、二三六九年、二三七〇年、二三七一年、二三七二年、二三七三年、二三七四年、二三七五年、二三七六年、二三七七年、二三七八年、二三七九年、二三八〇年、二三八一年、二三八二年、二三八三年、二三八四年、二三八五年、二三八六年、二三八七年、二三八八年、二三八九年、二三九〇年、二三九一年、二三九二年、二三九三年、二三九四年、二三九五年、二三九六年、二三九七年、二三九八年、二三九九年、二四〇〇年、二四〇一年、二四〇二年、二四〇三年、二四〇四年、二四〇五年、二四〇六年、二四〇七年、二四〇八年、二四〇九年、二四一〇年、二四一一年、二四一二年、二四一三年、二四一四年、二四一五年、二四一六年、二四一七年、二四一八年、二四一九年、二四二〇年、二四二一年、二四二二年、二四二三年、二四二四年、二四二五年、二四二六年、二四二七年、二四二八年、二四二九年、二四三〇年、二四三一年、二四三二年、二四三三年、二四三四年、二四三五年、二四三六年、二四三七年、二四三八年、二四三九年、二四四〇年、二四四一年、二四四二年、二四四三年、二四四四年、二四四五年、二四四六年、二四四七年、二四四八年、二四四九年、二四五〇年、二四五一年、二四五二年、二四五三年、二四五四年、二四五五年、二四五六年、二四五七年、二四五八年、二四五九年、二四六〇年、二四六一年、二四六二年、二四六三年、二四六四年、二四六五年、二四六六年、二四六七年、二四六八年、二四六九年、二四七〇年、二四七一年、二四七二年、二四七三年、二四七四年、二四七五年、二四七六年、二四七七年、二四七八年、二四七九年、二四八〇年、二四八一年、二四八二年、二四八三年、二四八四年、二四八五年、二四八六年、二四八七年、二四八八年、二四八九年、二四九〇年、二四九一年、二四九二年、二四九三年、二四九四年、二四九五年、二四九六年、二四九七年、二四九八年、二四九九年、二五〇〇年、二五〇一年、二五〇二年、二五〇三年、二五〇四年、二五〇五年、二五〇六年、二五〇七年、二五〇八年、二五〇九年、二五一〇年、二五一一年、二五一二年、二五一三年、二五一四年、二五一五年、二五一六年、二五一七年、二五一八年、二五一九年、二五二〇年、二五二一年、二五二二年、二五二三年、二五二四年、二五二五年、二五二六年、二五二七年、二五二八年、二五二九年、二五三〇年、二五三一年、二五三二年、二五三三年、二五三四年、二五三五年、二五三六年、二五三七年、二五三八年、二五三九年、二五四〇年、二五四一年、二五四二年、二五四三年、二五四四年、二五四五年、二五四六年、二五四七年、二五四八年、二五四九年、二五五〇年、二五五一年、二五五二年、二五五三年、二五五四年、二五五五年、二五五六年、二五五七年、二五五八年、二五五九年、二五六〇年、二五六一年、二五六二年、二五六三年、二五六四年、二五六五年、二五六六年、二五六七年、二五六八年、二五六九年、二五七〇年、二五七一年、二五七二年、二五七三年、二五七四年、二五七五年、二五七六年、二五七七年、二五七八年、二五七九年、二五八〇年、二五八一年、二五八二年、二五八三年、二五八四年、二五八五年、二五八六年、二五八七年、二五八八年、二五八九年、二五九〇年、二五九一年、二五九二年、二五九三年、二五九四年、二五九五年、二五九六年、二五九七年、二五九八年、二五九九年、二六〇〇年、二六〇一年、二六〇二年、二六〇三年、二六〇四年、二六〇五年、二六〇六年、二六〇七年、二六〇八年、二六〇九年、二六一〇年、二六一一年、二六一二年、二六一三年、二六一四年、二六一五年、二六一六年、二六一七年、二六一八年、二六一九年、二六二〇年、二六二一年、二六二二年、二六二三年、二六二四年、二六二五年、二六二六年、二六二七年、二六二八年、二六二九年、二六三〇年、二六三一年、二六三二年、二六三三年、二六三四年、二六三五年、二六三六年、二六三七年、二六三八年、二六三九年、二六四〇年、二六四一年、二六四二年、二六四三年、二六四四年、二六四五年、二六四六年、二六四七年、二六四八年、二六四九年、二六五〇年、二六五一年、二六五二年、二六五三年、二六五四年、二六五五年、二六五六年、二六五七年、二六五八年、二六五九年、二六六〇年、二六六一年、二六六二年、二六六三年、二六六四年、二六六五年、二六六六年、二六六七年、二六六八年、二六六九年、二六七〇年、二六七一年、二六七二年、二六七三年、二六七四年、二六七五年、二六七六年、二六七七年、二六七八年、二六七九年、二六八〇年、二六八一年、二六八二年、二六八三年、二六八四年、二六八五年、二六八六年、二六八七年、二六八八年、二六八九年、二六九〇年、二六九一年、二六九二年、二六九三年、二六九四年、二六九五年、二六九六年、二六九七年、二六九八年、二六九九年、二七〇〇年、二七〇一年、二七〇二年、二七〇三年、二七〇四年、二七〇五年、二七〇六年、二七〇七年、二七〇八年、二七〇九年、二七一〇年、二七一一年、二七一二年、二七一三年、二七一四年、二七一五年、二七一六年、二七一七年、二七一八年、二七一九年、二七二〇年、二七二一年、二七二二年、二七二三年、二七二四年、二七二五年、二七二六年、二七二七年、二七二八年、二七二九年、二七三〇年、二七三一年、二七三二年、二七三三年、二七三四年、二七三五年、二七三六年、二七三七年、二七三八年、二七三九年、二七四〇年、二七四一年、二七四二年、二七四三年、二七四四年、二七四五年、二七四六年、二七四七年、二七四八年、二七四九年、二七五〇年、二七五一年、二七五二年、二七五三年、二七五四年、二七五五年、二七五六年、二七五七年、二七五八年、二七五九年、二七六〇年、二七六一年、二七六二年、二七六三年、二七六四年、二七六五年、二七六六年、二七六七年、二七六八年、二七六九年、二七七〇年、二七七一年、二七七二年、二七七三年、二七七四年、二七七五年、二七七六年、二七七七年、二七七八年、二七七九年、二七八〇年、二七八一年、二七八二年、二七八三年、二七八四年、二七八五年、二七八六年、二七八七年、二七八八年、二七八九年、二七九〇年、二七九一年、二七九二年、二七九三年、二七九四年、二七九五年、二七九六年、二七九七年、二七九八年、二七九九年、二八〇〇年、二八〇一年、二八〇二年、二八〇三年、二八〇四年、二八〇五年、二八〇六年、二八〇七年、二八〇八年、二八〇九年、二八一〇年、二八一一年、二八一二年、二八一三年、二八一四年、二八一五年、二八一六年、二八一七年、二八一八年、二八一九年、二八二〇年、二八二一年、二八二二年、二八二三年、二八二四年、二八二五年、二八二六年、二八二七年、二八二八年、二八二九年、二八三〇年、二八三一年、二八三二年、二八三三年、二八三四年、二八三五年、二八三六年、二八三七年、二八三八年、二八三九年、二八四〇年、二八四一年、二八四二年、二八四三年、二八四四年、二八四五年、二八四六年、二八四七年、二八四八年、二八四九年、二八五〇年、二八五一年、二八五二年、二八五三年、二八五四年、二八五五年、二八五六年、二八五七年、二八五八年、二八五九年、二八六〇年、二八六一年、二八六二年、二八六三年、二八六四年、二八六五年、二八六六年、二八六七年、二八六八年、二八六九年、二八七〇年、二八七一年、二八七二年、二八七三年、二八七四年、二八七五年、二八七六年、二八七七年、二八七八年、二八七九年、二八八〇年、二八八一年、二八八二年、二八八三年、二八八四年、二八八五年、二八八六年、二八八七年、二八八八年、二八八九年、二八九〇年、二八九一年、二八九二年、二八九三年、二八九四年、二八九五年、二八九六年、二八九七年、二八九八年、二八九九年、二九〇〇年、二九〇一年、二九〇二年、二九〇三年、二九〇四年、二九〇五年、二九〇六年、二九〇七年、二九〇八年、二九〇九年、二九一〇年、二九一一年、二九一二年、二九一三年、二九一四年、二九一五年、二九一六年、二九一七年、二九一八年、二九一九年、二九二〇年、二九二一年、二九二二年、二九二三年、二九二四年、二九二五年、二九二六年、二九二七年、二九二八年、二九二九年、二九三〇年、二九三一年、二九三二年、二九三三年、二九三四年、二九三五年、二九三六年、二九三七年、二九三八年、二九三九年、二九四〇年、二九四一年、二九四二年、二九四三年、二九四四年、二九四五年、二九四六年、二九四七年、二九四八年、二九四九年、二九五〇年、二九五一年、二九五二年、二九五三年、二九五四年、二九五五年、二九五六年、二九五七年、二九五八年、二九五九年、二九六〇年、二九六一年、二九六二年、二九六三年、二九六四年、二九六五年、二九六六年、二九六七年、二九六八年、二九六九年、二九七〇年、二九七一年、二九七二年、二九七三年、二九七四年、二九七五年、二九七六年、二九七七年、二九七八年、二九七九年、二九八〇年、二九八一年、二九八二年、二九八三年、二九八四年、二九八五年、二九八六年、二九八七年、二九八八年、二九八九年、二九九〇年、二九九一年、二九九二年、二九九三年、二九九四年、二九九五年、二九九六年、二九九七年、二九九八年、二九九九年、三〇〇〇年、三〇〇一年、三〇〇二年、三〇〇三年、三〇〇四年、三〇〇五年、三〇〇六年、三〇〇七年、三〇〇八年、三〇〇九年、三〇一〇年、三〇一一年、三〇一二年、三〇一三年、三〇一四年、三〇一五年、三〇一六年、三〇一七年、三〇一八年、三〇一九年、三〇二〇年、三〇二一年、三〇二二年、三〇二三年、三〇二四年、三〇二五年、三〇二六年、三〇二七年、三〇二八年、三〇二九年、三〇三〇年、三〇三一年、三〇三二年、三〇三三年、三〇三四年、三〇三五年、三〇三六年、三〇三七年、三〇三八年、三〇三九年、三〇四〇年、三〇四一年、三〇四二年、三〇四三年、三〇四四年、三〇四五年、三〇四六年、三〇四七年、三〇四八年、三〇四九年、三〇五〇年、三〇五一年、三〇五二年、三〇五三年、三〇五四年、三〇五五年、三〇五六年、三〇五七年、三〇五八年、三〇五九年、三〇六〇年、三〇六一年、三〇六二年、三〇六三年、三〇六四年、三〇六五年、三〇六六年、三〇六七年、三〇六八年、三〇六九年、三〇七〇年、三〇七一年、三〇七二年、三〇七三年、三〇七四年、三〇七五年、三〇七六年、三〇七七年、三〇七八年、三〇七九年、三〇八〇年、三〇八一年、三〇八二年、三〇八三年、三〇八四年、三〇八五年、三〇八六年、三〇八七年、三〇八八年、三〇八九年、三〇九〇年、三〇九一年、三〇九二年、三〇九三年、三〇九四年、三〇九五年、三〇九六年、三〇九七年、三〇九八年、三〇九九年、三一〇〇年、三一〇一年、三一〇二年、三一〇三年、三一〇四年、三一〇五年、三一〇六年、三一〇七年、三一〇八年、三一〇九年、三一一〇年、三一一一年、三一一二年、三一一三年、三一一四年、三一一五年、三一一六年、三一一七年、三一一八年、三一一九年、三一二〇年、三一二一年、三一二二年、三一二三年、三一二四年、三一二五年、三一二六年、三一二七年、三一二八年、三一二九年、三一三〇年、三一三一年、三一三二年、三一三三年、三一三四年、三一三五年、三一三六年、三一三七年、三一三八年、三一三九年、三一四〇年、三一四一年、三一四二年、三一四三年、三一四四年、三一四五年、三一四六年、三一四七年、三一四八年、三一四九年、三一五〇年、三一五一年、三一五二年、三一五三年、三一五四年、三一五五年、三一五六年、三一五七年、三一五八年、三一五九年、三一六〇年、三一六一年、三一六二年、三一六三年、三一六四年、三一六五年、三一六六年、三一六七年、三一六八年、三一六九年、三一七〇年、三一七一年、三一七二年、三一七三年、三一七四年、三一七五年、三一七六年、三一七七年、三一七八年、三一七九年、三一八〇年、三一八一年、三一八二年、三一八三年、三一八四年、三一八五年、三一八六年、三一八七年、三一八八年、三一八九年、三一九〇年、三一九一年、三一九二年、三一九三年、三一九四年、三一九五年、三一九六年、三一九七年、三一九八年、三一九九年、三二〇〇年、三二〇一年、三二〇二年、三二〇三年、三二〇四年、三二〇五年、三二〇六年、三二〇七年、三二〇八年、三二〇九年、三二一〇年、三二一一年、三二一二年、三二一三年、三二一四年、三二一五年、三二一六年、三二一七年、三二一八年、三二一九年、三二二〇年、三二二一年、三二二二年、三二二三年、三二二四年、三二二五年、三二二六年、三二二七年、三二二八年、三二二九年、三二三〇年、三二三一年、三二三二年、三二三三年、三二三四年、三二三五年、三二三六年、三二三七年、三二三八年、三二三九年、三二四〇年、三二四一年、三二四二年、三二四三年、三二四四年、三二四五年、三二四六年、三二四七年、三二四八年、三二四九年、三二五〇年、三二五一年、三二五二年、三二五三年、三二五四年、三二五五年、三二五六年、三二五七年、三二五八年、三二五九年、三二六〇年、三二六一年、三二六二年、三二六三年、三二六四年、三二六五年、三二六六年、三二六七年、三二六八年、三二六九年、三二七〇年、三二七一年、三二七二年、三二七三年、三二七四年、三二七五年、三二七六年、三二七七年、三二七八年、三二七九年、三二八〇年、三二八一年、三二八二年、三二八三年、三二八四年、三二八五年、三二八六年、三二八七年、三二八八年、三二八九年、三二九〇年、三二九一年、三二九二年、三二九三年、三二九四年、三二九五年、三二九六年、三二九七年、三二九八年、三二九九年、三三〇〇年、三三〇一年、三三〇二年、三三〇三年、三三〇四年、三三〇五年、三三〇六年、三三〇七年、三三〇八年、三三〇九年、三三一〇年、三三一一年、三三一二年、三三一三年、三三一四年、三三一五年、三三一六年、三三一七年、三三一八年、三三一九年、三三二〇年、三三二一年、三三二二年、三三二三年、三三二四年、三三二五年、三三二六年、三三二七年、三三二八年、三三二九年、三三三〇年、三三三一年、三三三二年、三三三三年、三三三四年、三三三五年、三三三六年、三三三七年、三三三八年、三三三九年、三三四〇年、三三四一年、三三四二年、三三四三年、三三四四年、三三四五年、三三四六年、三三四七年、三三四八年、三三四九年、三三五〇年、三三五一年、三三五二年、三三五三年、三三五四年、三三五五年、三三五六年、三三五七年、三三五八年、三三五九年、三三六〇年、三三六一年、三三六二年、三三六三年、三三六四年、三三六五年、三三六六年、三三六七年、三三六八年、三三六九年、三三七〇年、三三七一年、三三七二年、三三七三年、三三七四年、三三七五年、三三七六年、三三七七年、三三七八年、三三七九年、三三八〇年、三三八一年、三三八二年、三三八三年、三三八四年、三三八五年、三三八六年、三三八七年、三三八八年、三三八九年、三三九〇年、三三九一年、三三九二年、三三九三年、三三九四年、三三九五年、三三九六年、三三九七年、三三九八年、三三九九年、三四〇〇年、三四〇一年、三四〇二年、三四〇三年、三四〇四年、三四〇五年、三四〇六年、三四〇七年、三四〇八年、三四〇九年、三四一〇年、三四一一年、三四一二年、三四一三年、三四一四年、三四一五年、三四一六年、三四一七年、三四一八年、三四一九年、三四二〇年、三四二一年、三四二二年、三四二三年、三四二四年、三四二五年、三四二六年、三四二七年、三四二八年、三四二九年、三四三〇年、三四三一年、三四三二年、三四三三年、三四三四年、三四三五年、三四三六年、三四三七年、三四三八年、三四三九年、三四四〇年、三四四一年、三四四二年、三四四三年、三四四四年、三四四五年、三四四六年、三四四七年、三四四八年、三四四九年、三四五〇年、三四五一年、三四五二年、三四五三年、三四五四年、三四五五年、三四五六年、三四五七年、三四五八年、三四五九年、三四六〇年、三四六一年、三四六二年、三四六三年、三四六四年、三四六五年、三四六六年、三四六七年、三四六八年、三四六九年、三四七〇年、三四七一年、三四七二年、三四七三年、三四七四年、三四七五年、三四七六年、三四七七年、三四七八年、三四七九年、三四八〇年、三四八一年、三四八二年、三四八三年、三四八四年、三四八五年、三四八六年、三四八七年、三四八八年、三四八九年、三四九〇年、三四九一年、三四九二年、三四九三年、三四九四年、三四九五年、三四九六年、三四九七年、三四九八年、三四九九年、三五〇〇年、三五〇一年、三五〇二年、三五〇三年、三五〇四年、三五〇五年、三五〇六年、三五〇七年、三五〇八年、三五〇九年、三五一〇年、三五一一年、三五一二年、三五一三年、三五一四年、三五一五年、三五一六年、三五一七年、三五一八年、三五一九年、三五二〇年、三五二一年、三五二二年、三五二三年、三五二四年、三五二五年、三五二六年、三五二七年、三五二八年、三五二九年、三五三〇年、三五三一年、三五三二年、三五三三年、三五三四年、三五三五年、三五三六年、三五三七年、三五三八年、三五三九年、三五四〇年、三五四一年、三五四二年、三五四三年、三五四四年、三五四五年、三五四六年、三五四七年、三五四八年、三五四九年、三五五〇年、三五五一年、三五五二年、三五五三年、三五五四年、三五五五年、三五五六年、三五五七年、三五五八年、三五五九年、三五六〇年、三五六一年、三五六二年、三五六三年、三五六四年、三五六五年、三五六六年、三五六七年、三五六八年、三五六九年、三五七〇年、三五七一年、三五七二年、三五七三年、三五七四年、三五七五年、三五七六年、三五七七年、三五七八年、三五七九年、三五八〇年、三五八一年、三五八二年、三五八三年、三五八四年、三五八五年、三五八六年、三五八七年、三五八八年、三五八九年、三五九〇年、三五九一年、三五九二年、三五九三年、三五九四年、三五九五年、三五九六年、三五九七年、三五九八年、三五九九年、三六〇〇年、三六〇一年、三六〇二年、三六〇三年、三六〇四年、三六〇五年、三六〇六年、三六〇七年、三六〇八年、三六〇九年、三六一〇年、三六一一年、三六一二年、三六一三年、三六一四年、三六一五年、三六一六年、三六一七年、三六一八年、三六一九年、三六二〇年、三六二一年、三六二二年、三六二三年、三六二四年、三六二五年、三六二六年、三六二七年、三六二八年、三六二九年、三六三〇年、三六三一年、三六三二年、三六三三年、三六三四年、三六三五年、三六三六年、三六三七年、三六三八年、三六三九年、三六四〇年、三六四一年、三六四二年、三六四三年、三六四四年、三六四五年、三六四六年、三六四七年、三六四八年、三六四九年、三六五〇年、三六五一年、三六五二年、三六五三年、三六五四年、三六五五年、三六五六年、三六五七年、三六五八年、三六五九年、三六六〇年、三六六一年、三六六二年、三六六三年、三六六四年、三六六五年、三六六六年、三六六七年、三六六八年、三六六九年、三六七〇年、三六七一年、三六七二年、三六七三年、三六七四年、三六七五年、三六七六年、三六七七年、三六七八年、三六七九年、三六八〇年、三六八一年、三六八二年、三六八三年、三六八四年、三六八五年、三六八六年、三六八七年、三六八八年、三六八九年、三六九〇年、三六九一年、三六九二年、三六九三年、三六九四年、三六九五年、三六九六年、三六九七年、三六九八年、三六九九年、三七〇〇年、三七〇一年、三七〇二年、三七〇三年、三七〇四年、三七〇五年、三七〇六年、三七〇七年、三七〇八年、三七〇九年、三七一〇年、三七一一年、三七一二年、三七一三年、三七一四年、三七一五年、三七一六年、三七一七年、三七一八年、三七一九年、三七二〇年、三七二一年、三七二二年、三七二三年、三七二四年、三七二五年、三七二六年、三七二七年、三七二八年、三七二九年、三七三〇年、三七三一年、三七三二年、三七三三年、三七三四年、三七三五年、三七三六年、三七三七年、三七三八年、三七三九年、三七四〇年、三七四一年、三七四二年、三七四三年、三七四四年、三七四五年、三七四六年、三七四七年、三七四八年、三七四九年、三七五〇年、三七五一年、三七五二年、三七五三年、三七五四年、三七五五年、三七五六年、三七五七年、三七五八年、三七五九年、三七六〇年、三七六一年、三七六二年、三七六三年、三七六四年、三七六五年、三七六六年、三七六七年、三七六八年、三七六九年、三七七〇年、三七七一年、三七七二年、三七七三年、三七七四年、三七七五年、三七七六年、三七七七年、三七七八年、三七七九年、三七八〇年、三七八一年、三七八二年、三七八三年、三七八四年、三七八五年、三七八六年、三七八七年、三七八八年、三七八九年、三七九〇年、三七九一年、三七九二年、三七九三年、三七九四年、三七九五年、三七九六年、三七九七年、三七九八年、三七九九年、三八〇〇年、三八〇一年、三八〇二年、三八〇三年、三八〇四年、三八〇五年、三八〇六年、三八〇七年、三八〇八年、三八〇九年、三八一〇年、三八一一年、三八一二年、三八一三年、三八一四年、三八一五年、三八一六年、三八一七年、三八一八年、三八一九年、三八二〇年、三八二一年、三八二二年、三八二三年、三八二四年、三八二五年、三八二六年、三八二七年、三八二八年、三八二九年、三八三〇年、三八三一年、三八三二年、三八三三年、三八三四年、三八三五年、三八三六年、三八三七年、三八三八年、三八三九年、三八四〇年、三八四一年、三八四二年、三八四三年、三八四四年、三八四五年、三八四六年、三八四七年、三八四八年、三八四九年、三八五〇年、三八五一年、三八五二年、三八五三年、三八五四年、三八五五年、三八五六年、三八五七年、三八五八年、三八五九年、三八六〇年、三八六一年、三八六二年、三八六三年、三八六四年、三八六五年、三八六六年、三八六七年、三八六八年、三八六九年、三八七〇年、三八七一年、三八七二年、三八七三年、三八七四年、三八七五年、三八七六年、三八七七年、三八七八年、三八七九年、三八八〇年、三八八一年、三八八二年、三八八三年、三八八四年、三八八五年、三八八六年、三八八七年、三八八八年、三八八九年、三八九〇年、三八九一年、三八九二年、三八九三年、三八九四年、三八九五年、三八九六年、三八九七年、三八九八年、三八九九年、三九〇〇年、三九〇一年、三九〇二年、三九〇三年、三九〇四年、三九〇五年、三九〇六年、三九〇七年、三九〇八年、三九〇九年、三九一〇年、三九一一年、三九一二年、三九一三年、三九一四年、三九一五年、三九一六年、三九一七年、三九一八年、三九一九年、三九二〇年、三九二一年、三九二二年、三九二三年、三九二四年、三九二五年、三九二六年、三九二七年、三九二八年、三九二九年、三九三〇年、三九三一年、三九三二年、三九三三年、三九三四年、三九三五年、三九三六年、三九三七年、三九三八年、三九三九年、三九四〇年、三九四一年、三九四二年、三九四三年、三九四四年、三九四五年、三九四六年、三九四七年、三九四八年、三九四九年、三九五〇年、三九五一年、三九五二年、三九五三年、三九五四年、三九五五年、三九五六年、三九五七年、三九五八年、三九五九年、三九六〇年、三九六一年、三九六二年、三九六三年、三九六四年、三九六五年、三九六六年、三九六七年、三九六八年、三九六九年、三九七〇年、三九七一年、三九七二年、三九七三年、三九七四年、三九七五年、三九七六年、三九七七年、三九七八年、三九七九年、三九八〇年、三九八一年、三九八二年、三九八三年、三九八四年、三九八五年、三九八六年、三九八七年、三九八八年、三九八九年、三九九〇年、三九九一年、三九九二年、三九九三年、三九九四年、三九九五年、三九九六年、三九九七年、三九九八年、三九九九年、四〇〇〇年、四〇〇一年、四〇〇二年、四〇〇三年、四〇〇四年、四〇〇五年、四〇〇六年、四〇〇七年、四〇〇八年、四〇〇九年、四〇一〇年、四〇一一年、四〇一二年、四〇一三年、四〇一四年、四〇一五年、四〇一六年、四〇一七年、四〇一八年、四〇一九年、四〇二〇年、四〇二一年、四〇二二年、四〇二三年、四〇二四年、四〇二五年、四〇二六年、四〇二七年、四〇二八年、四〇二九年、四〇三〇年、四〇三一年、四〇三二年、四〇三三年、四〇三四年、四〇三五年、四〇三六年、四〇三七年、四〇三八年、四〇三九年、四〇四〇年、四〇四一年、四〇四二年、四〇四三年、四〇四四年、四〇四五年、四〇四六年、四〇四七年、四〇四八年、四〇四九年、四〇五〇年、四〇五一年、四〇五二年、四〇五三年、四〇五四年、四〇五五年、四〇五六年、四〇五七年、四〇五八年、四〇五九年、四〇六〇年、四〇六一年、四〇六二年、四〇六三年、四〇六四年、四〇六五年、四〇六六年、四〇六七年、四〇六八年、四〇六九年、四〇七〇年、四〇七一年、四〇七二年、四〇七三年、四〇七四年、四〇七五年、四〇七六年、四〇七七年、四〇七八年、四〇七九年、四〇八〇年、四〇八一年、四〇八二年、四〇八三年、四〇八四年、四〇八五年、四〇八六年、四〇八七年、四〇八八年、四〇八九年、四〇九〇年、四〇九一年、四〇九二年、四〇九三年、四〇九四年、四〇九五年、四〇九六年、四〇九七年、四〇九八年、四〇九九年、四一〇〇年、四一〇一年、四一〇二年、四一〇三年、四一〇四年、四一〇五年、四一〇六年、四一〇七年、四一〇八年、四一〇九年、四一一〇年、四一一一年、四一一二年、四一一三年、四一一四年、四一一五年、四一一六年、四一一七年、四一一八年、四一一九年、四一二〇年、四一二一年、四一二二年、四一二三年、四一二四年、四一二五年、四一二六年、四一二七年、四一二八年、四一二九年、四一三〇年、四一三一年、四一三二年、四一三三年、四一三四年、四一三五年、四一三六年、四一三七年、四一三八年、四一三九年、四一四〇年、四一四一年、四一四二年、四一四三年、四一四四年、四一四五年、四一四六年、四一四七年、四一四八年、四一四九年、四一五〇年、四一五一年、四一五二年、四一五三年、四一五四年、四一五五年、四一五六年、四一五七年、四一五八年、四一五九年、四一六〇年、四一六一年、四一六二年、四一六三年、四一六四年、四一六五年、四一六六年、四一六七年、四一六八年、四一六九年、四一七〇年、四一七一年、四一七二年、四一七三年、四一七四年、四一七五年、四一七六年、四一七七年、四一七八年、四一七九年、四一八〇年、四一八一年、四一八二年、四一八三年、四一八四年、四一八五年、四一八六年、四一八七年、四一八八年、四一八九年、四一九〇年、四一九一年、四一九二年、四一九三年、四一九四年、四一九五年、四一九六年、四一九七年、四一九八年、四一九九年、四二〇〇年、四二〇一年、四二〇二年、四二〇三年、四二〇四年、四二〇五年、四二〇六年、四二〇七年、四二〇八年、四二〇九年、四二一〇年、四二一一年、四二一二年、四二一三年、四二一四年、四二一五年、四二一六年、四二一七年、四二一八年、四二一九年、四二二〇年、四二二一年、四二二二年、四二二三年、四二二四年、四二二五年、四二二六年、四二二七年、四二二八年、四二二九年、四二三〇年、四二三一年、四二三二年、四二三三年、四二三四年、四二三五年、四二三六年、四二三七年、四二三八年、四二三九年、四二四〇年、四二四一年、四二四二年、四二四三年、四二四四年、四二四五年、四二四六年、四二四七年、四二四八年、四二四九年、四二五〇年、四二五一年、四二五二年、四二五三年、四二五四年、四二五五年、四二五六年、四二五七年、四二五八年、四二五九年、四二六〇年、四二六一年、四二六二年、四二六三年、四二六四年、四二六五年、四二六六年、四二六七年、四二六八年、四二六九年、四二七〇年、四二七一年、四二七二年、四二七三年、四二七四年、四二七五年、四二七六年、四二七七年、四二七八年、四二七九年、四二八〇年、四二八一年、四二八二年、四二八三年、四二八四年、四二八五年、四二八六年、四二八七年、四二八八年、四二八九年、四二九〇年、四二九一年、四二九二年、四二九三年、四二九四年、四二九五年、四二九六年、四二九七年、四二九八年、四二九九年、四三〇〇年、四三〇一年、四三〇二年、四三〇三年、四三〇四年、四三〇五年、四三〇六年、四三〇七年、四三〇八年、四三〇九年、四三一〇年、四三一一年、四三一二年、四三一三年、四三

病名	原因	感受動物	症状	内地発生状況	畜産に及ぼす影響及公衆衛生
馬流行性脳炎	濾過性病毒	馬、豚、人、牛、山羊	沈うつ型、麻痺型、興奮型があるが多くは混合型である。	昭和十二年全国的に流行、翌昭和十三年の発生を見ても発生数が発生、同二十三年には三六九頭の多数発生をみた。（ワクチン）	本病の馬産に及ぼす被害は実に甚大である。昭和十三年の発生を見ても発生数約三七〇〇頭に達し、昭和二十三年には発生頭数約三七〇〇頭（死亡率一二％）に達し、統計面に表れないものを含めると実に大なるものがある。なお本病は三年ごとに流行するが、豚の死亡、及人の脳炎患者発病との関係があると考へられ公衆衛生上からも重視されている。
馬伝染性貧血	濾過性病毒	馬	発熱、貧血、可視粘膜蒼白、浮腫、	明治四十三年頃大きな被害を受け、以来相当発生、現在も発生の山を見る。	本病は馬産地は別然全国的に蔓延、繰返しくり返して死亡率高く、馬産に大なる被害を及ぼす。
馬のパラチフス	細菌	馬	尚粘膜炎、睾丸炎、化膿性炎	本病は北海道及青森県地方に発生し毎年多数の頭数発生を見ている。	馬産地に多く、事在的で産産或は流産を起し、死亡率高く、人体発生の一例もある。

病名	原因	感受動物	症状	内地発生状況	畜産に及ぼす影響及公衆衛生
[illegible]	[illegible]	豚、小羊、人	流産、泌乳減少、不仕、睾丸炎	本邦では[illegible]を見、汚染率[illegible]三%位である。しかその流産は全国的に[illegible]されている。	公衆衛生上人体感染を[illegible]所謂[illegible]公衆衛生[illegible]。
斉藤氏	濾過性病毒	馬、綿羊、山羊	斉藤、皮膚肥厚	馬の斉藤は毎年少数発生あり、山形、宮城、	馬の斉藤は別然全国的に蔓延繰返しくり返して死亡率高く、馬産に大なる被害を及ぼす。
流産	濾過性病毒	羊	発熱、発疹、流行性	大正十年に二十五頭の発生あり。	流産は人体感染[illegible]。
豚コレラ	濾過性病毒	豚	発熱、便秘又は下痢、腸炎、	市在性、昭和十九年[illegible]。（ワクチン[illegible]）	本病は[illegible]。
豚疫	豚疫菌	豚	発熱、咳嗽、[illegible]性	昭和二十年四月[illegible]。	本病は畜産[illegible]。

病名	原因	感受動物	症状	内地発生状況	畜産に及ぼす影響 公衆衛生
豚丹毒	豚丹毒菌	豚	発熱、皮膚紅斑を呈す、流行性、常在性 ワクチン 血清	毎年大流行す、昭和十四年 一〇、〇〇〇頭 十五年 三、〇〇〇頭 十七年 一、五〇〇頭	畜産に及ぼす影響大なるものなり 人命に危害を及ぼす故注意を要す
豚パラチフス	パラチフス菌	豚	下痢、皮疹、大腸粘膜の腫脹及チフス性腸炎	十八年六月頃より毎年多発本病は仔豚に多発する散発性	発生年月 前年と異なる傾向
狂犬病	濾過性病毒	犬猫、家畜、人	沢ラフ、興奮、死亡 ワクチン	諸外国に比べ犬に多く、北海道に特に多い	人の咬傷により人体に感染する公衆衛生上特に注意を要する
家禽コレラ	家禽コレラ菌	鶏、馬、其の他鳥類	下痢、脱力、致死 ワクチン	昭和八年以来毎年多数発生し特に昭和十年以降は毎年二八〇万羽以上発生	家禽上最も注意を必要とする伝染病の一であり その被害は甚だしいものがある
家禽ペスト	濾過性病毒	鶏、あひる、かもめ	脱力、致死、白色緑色の下痢	昭和八年以来毎年多数発生し特に昭和十年以降は毎年二八〇万羽以上発生	家禽上最も注意を必要とする伝染病

牛の結核病	結核菌	牛及び犬猫の家畜、人	肺結核、乳房結核、子宮結核
鶏白痢	鶏白痢菌	鶏	下痢、脱力、致死、流行性
ピロプラズマ病	ピロプラズマ属 ピロプラズマ ベジミヌム ピロプラズマ カバリー ピロプラズマ ベジガエ	牛、馬、綿羊、犬	発熱、食欲、血色不良
	明治初年以来大いに奨励し重視されるも相当多数から 近年は昭和二年 九七五、二年 七八五、三年 八一九 殺害	昭和十八年 一一五、〇九八 十九年 九八、八六八 二十年 三、〇〇一 二十一年 二〇、二九二 二十二年 四四、六〇〇	ピロプラズマ属は牛馬の赤血球に寄生し貧血を起し 牛馬は死亡率大 犬は比較的軽症
結核病	結核菌	牛及び犬猫の家畜、人	発熱は他牛に多く発熱を示す搾乳業者に大問題である 牛乳により人体に感染することがある 特に牛乳利用の多い欧米は例が多い 公衆衛生上重要問題の一である
鶏白痢	鶏白痢菌	鶏	牛結核と殆ど同様で 鶏上主として 鶏が罹病する
ピロプラズマ病	ピロプラズマ属 ピロプラズマ ベジミヌム ピロプラズマ カバリー ピロプラズマ ベジガエ	牛、馬、綿羊、犬	牛病は発熱 食欲 血色不良 犬は貧血 黄疸
			牛病は発熱 食欲 血色不良 犬は貧血 黄疸

疾患	原因	感受動物	症状	内地発生状況	畜産に及ぼす影響 公衆衛生
アナプラズマ病	アナプラズマ	牛		千葉県の一部を除く外は殆ど全国	本病の感染源は吸血昆虫によるものなりで一度本部に侵入した場合に於る被害は大きい。
トリパノソーマ	トリパノソーマ氏	牛 馬 ラクダ 犬	間歇性熱発作 貧血 栄養障害 浮腫	内地では目下発生なしが米、満洲、印度、ビルマ、支那、中国等に流行	長頸鹿の減少及び不妊症牛の発生により牛の増産上大きな障害となっている。
トリパノソーマ属		牛	流産 不受胎 生殖器疾患	全国的に発生するが特に中国、九州地方に発生多く、千葉県の酪農地帯に多い。年二回の検査外発生多し	

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

（目次）

一　[illegible]
二　[illegible]
三　[illegible]
四　[illegible]
五　[illegible]
六　[illegible]
七　[illegible]
八　[illegible]
九　[illegible]
十　[illegible]
十一　[illegible]
十二　[illegible]
十三　[illegible]
十四　[illegible]
十五　[illegible]
十六　[illegible]
十七　[illegible]
十八　[illegible]
十九　[illegible]
二十　[illegible]
二十一　[illegible]
二十二　[illegible]
二十三　[illegible]
二十四　[illegible]
二十五　[illegible]
二十六　[illegible]
二十七　[illegible]
二十八　[illegible]
二十九　[illegible]

国立公文書館 National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

一　家畜保健衛生所法制定ノ目的

家畜衛生ニ関スル特殊ノ事務ヲ実施シ畜産ノ改良増殖ノ目的ヲ達スルニ必要ナル行政ノ法
令整備ノ一環トシテ昭和二十三年ヨリ発足シタ家畜保健衛生施設ハ既ニ幾多ノ法制
ヲ通過シ毎年度ニ於ケル人員予算ヲ有シテカラ今回更ニ家畜保健衛生施
設ニ関シ法制ヲ定メルニ当リ本法ニ基キ迅速適切ナル事業ヲ行フ法令上
必要ナル法律ヲ本国会ニ提案シ行政機関ニ法律ヲ設置スルコトヲ要望スル
ニ在リ

二　家畜保健衛生施設ノ現況ト其ノ問題

この施設は昭和二十三年以来漸次増加し現在に至るまで行政機関
の数は[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

②豚丹毒は常に散発的発生があったが、二五年には鹿児島県に極りて悪性な敗血症型のものが発生しその損耗は二〇〇頭にも達している。

(二)トリコモナス病　本病による牛の伝染性流産は戦前殆んど根絶して著しく牛の生産を向上することができたが、最近再び中国、九州の和牛生産地帯及び関東北陸の一部にも多発して、二六、二七年度においてその罹病頭数は約二〇〇〇頭を算し二四年度においては二五、二二頭が罹病している。

(三)牛のブルセラ病　本病は主として酪農地帯の関東、東海、近畿、中国の一部に発生していて公衆衛生上重要な疾病であり、この病勢は極めて慢性且つ根強いものである。二四年度の発生は三〇四頭であるが、尚は最近は和牛にも発生を分っている。

(四)牛の結核病　本病は古くから公衆衛生上重要視されている疾病で明治三十四年家畜伝染病予防法を制定して以来重点的に撲滅対策を励行して来たが、更に(昭和本法を廃止、法定伝染病にも)診断方法も最も明確な皮内反応に改め本病の早期検査、早期[illegible]を見出だし、発生は全国的に病牛の摘発が進み、二四年には七四八頭が病牛として摘発され、三五年に高知県に流行を見たのを最後として以来、二六年に高知県に流行を見たのを最後として以来、二六年に高知県に流行し、[illegible]年は五〇%以上に達し、[illegible]年度は全国十七県に流行し、[illegible]年度は全国的に大流行を来し、二六年九月頃の発生が多く、二七年の家畜伝染病予防法の改正により、法定伝染病として取扱はれることになった。更に二四年には三月防疫対策の改正有効な実施により激減し、発生数は三二頭に[illegible]

(五)馬の[illegible]食症　本病の防遏については昭和二年米国本病に関する馬の殺処分[illegible]基いて防遏に努め、一応ルトル法定伝染病に組入れ、一層防遏[illegible]努めたるも発生は[illegible]一般処分されたものは二四年において

[illegible]二四年　六七、三六五

最近における家畜伝染病の予防制度状況如何

伝染病が発生した場合は、家畜の所有者、保管者又はこれを診断した獣医師はその家畜所在地の家畜防疫委員に届出で家畜防疫委員は之を都道府県知事に報告する

[illegible]

[illegible]

[illegible]

獣医事務局等とも密接なる連絡をとりつゝ、予防液改善等の基本研究の促進を図っている。なお牛疫血清は緊急用及び將来予測される鮮牛輸入用とも含め約三二〇万CC、確保のため昭和二十五年予算に兵庫県立牛疫血清製造所製造の血清買上げ費を計上している。

(二)牛の結核病　牛の結核病は乳牛経済上の損失であると共に、公衆衛生に極めて関係深いものがあり、本年度は昨年度にひきつゞき本病防遏の徹底を期するため検診、病牛淘汰及び施設改善を進めつゝある成績は次の通りである。

即ち昨年度は検査牛六八〇頭のうち、この中六六五頭は殺処分とした。検診によって摘発された病牛は三五頭を算し、殺処分は次の六・一%に及んでいる。

(三)馬の流行性腦炎　一昨年全国に突発した馬の流行性腦炎は一昨年最高潮に達し、昨年も又流行したが一昨年来本病予防注射を奨励するなどの措置をとったが防疫の製造、注射の実施及び本病媒介物の撲滅等防遏に努力した。

(四)馬の伝染性貧血　馬の伝染性貧血は戦時、戦後の混乱期に於て全国的に蔓延し、年々多数を殺している。これは本病の実態が十分明らかでない処に原因がある。現在検診の結果、本病に罹り他に伝染の虞のある馬は予防処置を講じつゝあるが、更に本病の実態調査研究のため昨年度傳染病研究所設置を計画したが、本年度は国立衛生試験所に研究室を設置し、本病の研究を進めるべく、家畜衛生試験場に研究室を設置する予定である。

(五)豚の流行性肺炎　豚の流行性肺炎は、延べ三四、三七頭、殺処分頭数は六一三、八〇、畜舎消毒は延べ三、三七頭、殺処分畜舎

研究を進めると共に実際防疫に関連して疫学的調査の実施を計画し放牧馬
競馬等特に馬の集合施設に関する本病検診を現在行っている。

(五)豚コレラの予防について　最近豚の飼養頭数の急激な増加とその移動に伴い豚コレラ
の全国的発生は昭和一百八降一六万九頃に達し養豚業に一大脅威を与えつ
[illegible]
[illegible]の健康証明書携行、訪問を廃し、一面本病の自衛的予防対策として予防
液製造所の育成に努めると共に、国立家畜衛生試験場における本予防液製造能
力の増強及び検定方法の改善に力を注きつゝある。

六、最近における政府の家畜衛生対策如何

獣医師について　昭和二十年十月日新獣医師法の施行に伴い獣医師制度は廃
止され[illegible]団体等職員であって一定の條件の下においては何後一年間従前通り
[illegible]業務の継続及び獣医師試験と試験資格を認められるに至ったが[illegible]未
[illegible]獣医師に[illegible]

七、最近における獣医師の[illegible]

[illegible]

試験[illegible]一回[illegible]
[illegible]八[illegible]

[illegible]

家畜[illegible]増殖計画は、飼料[illegible]種畜の問題等種々
[illegible]長は研究されているが、これが対策としては優良種牡畜を
[illegible]人工授精法の応用を推進しつゝあり、又面また繁殖障
[illegible]繁要であるので、昭和十二年以降地方庁に本事業
[illegible]職員一〇五名を配置して指導に当らせている。この方面の研究は
[illegible]職員に対しては講習会を開催する等[illegible]
[illegible]

七、家畜の寄生虫中被害の多いものは何か。

寄生虫を持たない家畜はないと云ってもよい程殆ての家畜は何等かの寄生虫を持っているものでその被害については決して等閑視し得ない。寄生率の高低、有無は勿論的自然環境、飼育環境、家畜の年令等によって異り、寄生部位も畜体全身の諸臓器各器官に及ぶが、就中消化器官の寄生虫は全家畜を通じての大敵である。本邦一般に亘って甚大な被害を与えるものとしては綿羊の胃虫が最も多く鶏、犬のコクシディウム、馬の馬蛭及び条虫、綿山羊の腸結節虫がこれに次ぎ、その外馬の硬口虫、蟯虫、牛の肝蛭、日本住血吸虫、山羊の胃虫、豚の蛔虫、肺虫等は普遍的であり且つ幼若家畜、病弱家畜を侵襲し或は時に夥しい寄生によって著害を示すことがある。

なお外寄生虫の内牛馬綿羊のダニ、各家畜の蚤、のみ、蚊は寄生虫として、その被害は軽視し得ないばかりでなく、蚊は馬の流行性脳炎、ダニは牛のピロプラスマ病、蚋、刺蠅、蚊は馬の傳染性貧血症の媒介者としてより重大な被害を蒙しているので近時非常な関心が払はれている。

八、家畜寄生虫の種類はどんなものがあるか

家畜の寄生虫はその寄生部位の内外により家畜体の諸臓器、諸器官に寄生する内寄生虫と家畜体表に寄生する外寄生虫とに二大別される。而して外寄生虫には皮膚内に寄生するものと単に体表のみに止るものとがある。

動物学的には内寄生虫は、すべて扁形動物に属する吸虫類（例　日本住血吸虫　肝蛭）條虫類（例　裂頭條虫、縞虫、葉状條虫）、圓形動物に属する線虫類（例　蛔虫、十二指腸虫、腎虫、硬口虫）原生動物に属する原虫類（例　コクシディウム）の三群の何れかに包含され、その種類は約二百種に上るが本邦に見るものは凡そ半数である。この内原生虫類は、しばしば伝染病原となり得る。

次に外寄生虫は節足動物に属するダニ類（例　ダニ　疥癬虫、毛嚢虫、舌虫）昆虫類（蚤、蚊、蚋、蝨）で約百六十種を算するが、この内本邦においては大凡百十種類である。唯ここで例示して各種家畜における家畜蝨の幼虫は夫々

寄生虫は家畜に対して成長し何等主として大害を与えるものである。

以上のように家畜寄生虫の種類は枚挙にいとまないのでその主要なものについて別に表示した。

○寄生虫の駆除は可能か

昔寄生虫の駆除は概して可能ということができる。近時駆虫剤の研究大いに進み御幸の胃虫、馬の馬蛔虫、十二指腸虫、各豚類の蛔虫等の重要寄生虫が駆除薬を例示すれば綿馬、アンチモン剤、カマラ、四塩化炭素、硫酸銅、ヒノキアブラン等が主なものであるが。唯薬効の浸達困難な鉤虫、細肺虫、肺吸虫、胃蠕虫等に寄生するものに対しては未だ的確な駆除法はない。

○予防法と相俟って被害を軽減或は防止することは可能である。

外寄生虫に対しては薬剤の散布、塗擦、蒸浴法、ガス療法等によって駆除効果を期待し得るものである。

以上何れの場合に於ても徹底的駆虫の徹底、委託、富種、年令層の明瞭なものである

○予防対策と早期駆除とを併行実施し効果を挙げなければならない。

○骨軟症被害の状況如何。

骨軟症は我が国の已に殊に未作地帯においては重大な被害を与えている。昭和十二年度には主要発生地帯総馬数の八〇%について検査を実施した結果その四〇%が骨軟症罹患馬であった。該疾病は全国的に発生を見るが特に東北、関東、中部地帯が発生は殊に目立つものがある。而してその発生の動機は一般に四、五才以上の使役盛りの馬に而も春耕期の二月から八月にかけて発生多く、これは一層農家の被害を深刻なものとしている。

昭和十二年以来骨軟症予防施設の強化により重症病馬率は逐年減少の途を辿り総馬数の約三%を占めていたものが近時〇・一%内外まで低下したことは誠に喜ぶべきことであるが、発生頭数率は十五年以降依然二〇〜二五%の間を上下し、発症の減少を見ていないばかりでなく終戦前后の飼料事情の変化に影響されて一層悪化の傾向を見ている。

対策については勿論将来に彼の所が甚だ多いなければならない。

疾症は如何なる疾病か

既に述べた骨の組織が前項代謝機能の失調により軟化脆弱となる疾病を骨軟症という。骨軟症は牝牛、豚等にもあるが馬以外においては問題にならない。本病は我国並に欧州、アフリカ、豪洲、南北米の馬及び駝鹿に地方的発生を見るが欧洲には絶無といはれている。本邦においても往時の和種には発生しなかったが、外国種の輸入増加と共に規模農業の密集、集約化に伴う牧草、野草の不足に伴い続出し近年農家の一大の脅威となっている。

本病の原因には未だ定説はないが (1) 飼料中の燐と石灰との配合不全 (2) 飼料中の蛋白不足 (3) 蛋白の欠乏 (4) ビタミンの欠乏 (5) 使役管理の失宜等要因が進み複合因果となり発症し、就中本邦においては水田地帯に多いことから、(6) 燐の配合不足と冬季間における日光及び蛋白不足が主因であると考えられている。

冬季既に侵襲し来り早春に発生するこの多く、晩春夏季に軽減するのは経過するに伴い飼養者の注意もいくぶんに経過するか、年を追って症状増進し消化不良陸鞭、歯牙は脆弱となり歩様強拘、跛行を現はし長骨にあっては時に骨折を発するまでに悪化し遂に廃疾の止むなきに至るのである。

三 骨軟症の予防治療法如何

前項に述べた各要因を除去することにより本症を予防することができる。即ち冬季間において蛋白質を豊富に含む良質の乾草と適量の濃厚飼料の給与及び日光浴に努め、毎日適度の運動を課する。もし止むを得ず舎飼、猿を主体とした給与する場合は、石灰華とし或はカルシウム剤を添加して給与することを要する。

重症馬の治療は頗る困難であるが中、軽症馬の治療はカルシウムの剤コーリより カスタミンの他の注射、内服による薬物療法と共に前項に述べた飼養、管理の改善行いを併行することにより相当の効果を収めることができる。

北の動物は一定の年令に達し繁殖季節が来ると発情を現はし、この発情の時季に牡と交尾して受胎するのである。

(二)家畜の繁殖を法はこの様にして行はれるか

家畜きものいる家畜は妊娠していないときは周期的に発情を現はすのでその時家主は種牡牛、種牡馬等牡のいるところにもって行って種付してもらうのである。この種付によって受胎したときは発情は周期こないが、不妊の場合は一定の時期後に又発情を現はすから再び種付をするのである。

(三)家畜人工授精とは、

雌畜から人工的に精液を採取してこの精液を稀釈又は処理したる後或はそのまゝ器械で雌畜の子宮頸管内に注入して妊娠させる方法をいうのである。

(四)何故種付と人工授精の受胎成績

何故種付も動物の種類によって異るが通常牛は七五%、馬五五%、豚、綿羊、山羊は八五%程度であるが種付の方法は種付時期等によっても異る。人工授精もつまくやられた時は自然種付と何等異ることがなく子宮頸管に異常があって自然種付にては精液が侵入が困難な場合等に於て人工授精にて受胎することが出来る。

(五)動物の一〇〇%受胎しないのは何故か

雌牡共に健康であり種付の時期が適当であればよく受胎し繁殖すべきであるが、牝牡共に繁殖が異常に旺盛、所謂不妊症のために受胎しないものがある。又健康であっても種付の方法、時期が悪いために受胎しないものもある。

即ち卵巣から出た卵と交尾によって入って行った精子とが結びつくのであるが、この場合卵も精子も新鮮でなければならないが、この卵子も精子もその寿命が極めて短いので種付は卵子が卵巣から出て来る時を狙って種付しなければならない。

(六)人工授精の利益及び欠点

(一)同じ射精液量を多数の牝畜に分割注入し得るから優良種雄畜の利用範囲

拡大せられ家畜の改良を促進し得る。

2. 凡庸種雄畜を淘汰し雄畜飼養に要する労力・飼料等の経済を来す。

3. 雄畜の遺伝能力を早期に決定し子孫淘汰を行い得る。

4. 伝染性生殖器病の慢延を防遏する。

5. 交配のため動物輸送が不要となる。

6. 受胎率の向上を期待し得る。特に或種の生殖器官の異常その他に対しても受胎やめることが出来る。

7. 自然交配不能のものに応用して繁殖を可能ならしめ得る。

8. 生物学研究の一方途となる

(イ) 体外精虫の生理学的研究

(ロ) 種種試験

(ハ) 受精現象の研究

(ニ) 体外精虫の処理による雌体の性交配に関する研究

欠点

1. 特別の技術者及び設備が必要である。

2. 器具の洗滌・消毒の不注意・雑菌による授精・授精技術の欠陥のある場合には反って不受胎・生殖器伝染病の慢延・生殖器粘膜の損傷を来すことがある。

種牡畜の生産育成家の中には一時的不況を来すものがある。

家畜人工授精の歴史

家畜人工授精は十四世紀の頃アラビヤで馬に行はれたという伝説はあるが詳かでなく、一七八〇年にイタリーのユバランチサニーが犬に行ったのが最初でその後引続いて多数の研究者によって研究されたが当時人工授精による生産は家畜的・道徳的理念に害あるものとして一般に忌避され不成功に終ったのである。

一九〇七年にエリ・ロシヤのイワノフが精液の採取・保存・授精等に関し極めて貴重な研究発表を行い、種々の家畜人工授精に成功し家畜の改良増殖の手段として或は伝染性疾患の予防の目的をもって用いられ、所謂今日の広義の人工授精の基礎を築いて

以来[illegible]は勿論米、伊、英、獨、佛、[illegible]その他の改革諸国に於て広く応用されるに至っている。

二、我国に於ける家畜人工授精の歴史

我国に於ては一九二六年に新山氏が米国で男人に方法を下痢状態の牛馬に試みたのが初めである。

次で[illegible]の研究を学び人工授精を応用された。

[illegible]の決定に大貢献をされ又その理論的研究は細胞生理学の所説に新分野を提供されたことは偉勲に値する。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三、現在一般に人工授精が行はれているもの

牛　馬　綿羊　山羊　豚である。

四、国内の飼料事情とこの使命に応じ得ること

本邦の種族にとって[illegible]一回射精量で一〇億乃至三十億に達する[illegible]

分可能である。

（参考）家畜人工授精応用の技術的可能頭数

区分	牛	馬
乳出物産業	三億	六〇億
農耕使役	二億	四億
肉用及人糞	一〇億	二〇億
同所要量に対する人工授精可能頭数	一三億	一二億

区分	牛	馬
精液採取回数	一〇〇回	八五回 八五回
人工授精延牝畜数	一、五〇〇頭	一、〇二〇頭
延牝畜人工授精回数	二回	二三回
人工授精実施牝頭数	七五〇頭	四〇八頭

一、従来の種付方法に依り種牡牛馬一頭当り一ヶ年間の種付牝頭数は何頭位か。

従来の種付方法による種牡牛馬一頭当り一ヶ年間の種付牝頭数は（全国平均）

役肉用牛　八八頭

乳用牛　三七頭

馬　五一頭

二、家畜人工授精によれば一頭当り一ヶ年間何頭位可能か。

家畜人工授精応用の技術的可能頭数

牛　七五〇頭

馬　四〇八頭

三、精液を採取する方法

採北台という木造の台に布又は皮を張ったものに人工膣筒（外筒とゴム内筒の間に温度四三度―四五度の温湯を七・八分入れたもの）を用い、種牡畜を乗駕させ、膣内陰茎を誘導して射精させる。

四、精液を保存する方法

採取した精液を試験管に入れ塵埃の入らぬ様に封い蓋式七―八度の冷蔵庫各

五、精液の保存の現況

一般国に於ける精液保存の現況は一般に使用されているものは保存方法によって相当に異なるが大体左の通りである

区分	一般保存方法	特殊保存方法
牛	五時間	一〇時間
馬	一二時間	四八時間

米国に於ては三エーヨーソルかつて六時間以内の輸送二路で一四四時間内に人工授精し受

胎率の精液販売を実施している域、到達し日さま、人工授精を遂げている。

六、文献書籍に於ける保存法何が短いか

ハ、ホ、ヘについては種々なる研究がなされて相当長時間精虫を保存することが出来ている。然し実際に応用してみると、あまり長時間保存したものは受胎率が劣るので現在はこの点を考慮して報告は簡単な保存法を使用した実際の普及を図っている。今後研究地域

[illegible]

二、精液注入の方法

採取した精液又は保存した精液を三―四倍に稀釈して適当量（牛一〇〇〇、馬二〇〇〇等）を注入用ピペットで吸ニリ子宮頸管内に注入する。

三、精液の検査方法

一般に行はれている検査は肉眼的に量、色、雲霧の状態、水素イオン濃度、臭気等を検査し、顕微鏡で活力、精子数、時形態を検査する。

三、我国に於ける家畜人工授精の現況

我国に於ける家畜人工授精に関する研究は非常に進み、斯界の認めるところであるが

実施は未だ充分とは云い得ないが最近急激に増加している。

最近三年の家畜人工授精頭数を表示すると左の通りである。

	牛	馬	豚	綿羊	山羊
昭和三二年	四六、四八三	一八、一六〇	二八六		一九二
〃 三三 〃	七八、九六一	一二、五三九	四二八	六〇	八九七
〃 三四 〃	一〇三、一八七	一四、六四八	一、三四六	三二四	三、八三八

備考 昭和二十四年度は七月末日迄の頭数とする。

家畜人工授精の国営化を企画しているため現在判っている所では、伊、英、米等の先進地

迄も明示している。

家畜人工授精に対し法規で取締る必要があるか

家畜改良増殖上不正行為が行はれることは支障を来すので法で取締る必要があり

先進地に於いるものも皆この点から判定しているので別定の要がある。

第外國に於ける家畜人工授精の狀況

家畜人工授精は既米は回論、熱帶のインヤ、パレスチナ、セイロン等重要生産地では、広く実地応用されている。その一、二を例示するとロンヤでは一九三八年に一二万頭の牝牛に使用され、冬季には人工授精によって改良を大に早めたといっている。

本國に於ける乳用牛に対する人工授精は一九三九年七、五三九頭に実施されたが、一九四八年には一八三、六〇九頭（大凡我國の生産数）と著しい発達を示している。

我國に於ては條令等を制定しているものがあるが、

我國に於ける家畜人工授精は最近急速に増加しつつあるので、これが健全な実施発展を図るため、大阪、神奈川、埼玉、東京等にては、すでに條令が公布されているが

なお他の県に於ても條令化の気運が多く、法制化を希望している。

裏面白紙

三、地方的特殊疾病には如何なるものがあるか

[illegible]

四、[illegible]

[illegible]

五、[illegible]

[illegible]

六、[illegible]

[illegible]

七、[illegible]

[illegible]

八、[illegible]

[illegible]

食欲不振

食欲

食欲不振

食欲不振

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

参考附表 目次

一、昭和三四年家畜伝染病発生報告
二、最近三年間における家畜伝染病発生表（自昭和三年至昭和三四年）
三、家畜の伝染病予防責
四、各都道府県家畜人工授精実施状況
五、特別骨数庭発生状況調
六、冬期間における飼料配合別骨数疾病発生調
七、年間疾病別骨数表
八、冬期間における管理指定別骨数疾病発生調
九、骨数疾病発生状況調
十、家畜寄生虫一覧表
十一、疾病保健衛生施設状況調査
十二、家畜保健衛生施設状況
十三、牛生産率階級施設実績
十四、馬生産率階級施設実績
十五、全国獣医師数
十六、昭和三四年度家畜頭羽数
十七、民米各国における人工授精法の要旨及特色

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

附表（1）

昭和三十四年家畜伝染病発生報告表

| 都道府県名 | 牛の流産 | 牛の疫痢 | 牛の気腫疽 | 牛の炭疽 | 牛の結核 | 牛の伝染性胸膜肺炎 | 牛の伝染性乳房炎 | 牛の伝染性子宮炎 | 牛の伝染性膣炎 | 牛の伝染性亜流産 | 牛の伝染性流産

（附表二、1）

最近三ヶ年ニ於ケル疾病傷害病名表

年次	北海道	青森	秋田	山形	岩手	宮城	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	新潟	富山	石川	福井	滋賀	岐阜	愛知	三重	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	合計
死亡																																												
22																																												
23																																												
24																																												
廃疾																																												
22																																												
23																																												
24																																												
其ノ他疾病																																												
22																																												
23																																												
24																																												
合計																																												
22																																												
23																																												
24																																												

裏面白紙

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

（附表二の2）

最近三ヶ年における家畜伝染病発表(2)

年度	馬流行性脳炎			馬伝染性貧血			馬ピロプラズマ			豚丹毒			豚コレラ			豚疫		
	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24
北海道		七五	一	四四	四四	三四		一四	一一	一一				九五	九五	二	六	一五
青森		四〇	一〇	一一	九													
岩手		五四	八	六〇	四四	一〇		四		四	四	三			四七	八	六	五一
宮城	一四五	四六	四六	四六	一一	一四							八	一一	四八			
秋田	一一〇	九〇	九	七四	一四	六四			一八						一九			
山形	一四六	一四六	一六		一一	八			一〇						三二			
福島	一一	一一一	一九	一〇	八	四	八		六					七八	六	五	一四	
茨城	一一	一一五	四五											一八	四			
栃木	一六	一八五	一一一	一六		一四								六				
群馬	一一	八八	八												一八			
埼玉	一一	四四	六		一									一一一	一八		七	一
千葉	一一六	一一〇	一一	一	一						四六	一		三			一一六	一
東京		一六	一										一	一四	八八			一
神奈川		一一				一							二	九〇	一四		二九	二一
新潟	五六	一四四	一		四	一											四	一
富山	四〇	一九	一			一												
石川	一六																	
福井	一〇																	
山梨	七	六八	二	二	一	一			三								二	一
長野	一	四八	七		八	四		一	三					八				
岐阜	一六	四二		八	一	八												
静岡		二				二									六一		一	
愛知						六											一	
三重																		
滋賀																		
京都																		
大阪																		
兵庫																		
奈良																		
和歌山																		
鳥取																		
島根																		
岡山																		
広島																		
山口																		
徳島																		
香川																		
愛媛																		
高知																		
福岡																		
佐賀																		
長崎																		
熊本																		
大分																		
宮崎																		
鹿児島																		
沖縄																		
合計	二四一	二六六	二四二	四二一	二〇一	八四一	四八一	四一一	二八一	一	一四	一	二一	二四八	二四八	八	二六一	一四五

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

（附表二の3）

最近三ヶ年における家屋伝染病発生表（市）

月度	脚丹毒			流行性感冒			猩紅熱			腸窒扶斯			流行性髄膜炎			結核			腸カタル			赤痢			百日咳			麻疹			其他		
	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24
北海道	二	三	二																														
青森		一八																															
宮城	一三	一三	二三																														
宮城						一八																											
秋田																一八	四〇	〇一〇													一八一	一八	
山形																																	
福島			七																														
茨城		一	一七																														
栃木	一		一																														
群馬	二	六	一二																														
埼玉	一五	一四	六																														
千葉	一六	五	一七																														
東京	二二	六	一																														
神奈川	一	二二	八																														
新潟		四	六																														
富山		一	二二	一																													
石川			六	一																													
福井			一二	六																													
山梨		五	二	四																													
長野	八	三六	四二		二	四一																											
岐阜			一六																														
静岡	一二	四二	六			九																											
愛知			六			六																											
三重																																	
滋賀																																	
京都			一																														
大阪		一	二																														
兵庫			一																														
奈良																																	
和歌山																																	
鳥取																																	
島根																																	
岡山																																	
広島																																	
山口																																	
徳島																																	
香川																																	
愛媛																																	
高知																																	
福岡																																	
佐賀																																	
長崎																																	
熊本																																	
大分																																	
宮崎																																	
鹿児島																																	
沖縄																																	
計	六四一	二〇六	六六七	〇	四四	九二										四〇二	四〇〇	一八六													一八一	一八一	

本表ニ記載セザルモノハ発生ナシ

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

（附表　三）

区分	被保護者ノ十四歳以上ノ男子			被保護者ノ十四歳以上ノ女子		
	総数	就職者	就職率	総数	就職者	就職率
農業						
林業						
水産業						
鉱業						
工業						
土木業						
商業						
交通業						
通信業						
公務自由業						
家事使用人						
雇人						
雇人ノ子						
家族従業者						
無職						
合計						

（附表　四）　各都道府県　家畜人工授精実施状況

家畜別	年度別	種牡総数	種付牝総数	人工授精実施 班数	種牡数	種付牝数 牝頭数	牡一頭当種付牝数 最高	牡一頭当種付牝数 平均	摘（実施県数）
役牛	22	4666	415.543	247	301	[illegible]	[illegible]00	100.8	1都 2府 30県
	23	5690	560.950	[illegible]	[illegible]	54515	518	108.4	1都 2府 37県
	24	5956	520.299	520	664	71.245	500	107.3	1都 2府 38県
乳牛	22	1.350	53.898	178	281	15.625	300	55.6	1道 1都 2府 38県
	23	1.583	68.338	251	394	24446	300	62.0	1道 1都 2府 40県
	24	1.719	78135	357	536	31.942	600	59.5	1道 1都 2府 40県
馬	22	2655	111.[illegible]	181	340	11.160	204	32.8	1道 23県
	23	2541	11[illegible]506	188	354	12549	147	35.4	1道 24県
	24	2375	1[illegible]394	[illegible]4	375	14648	240	[illegible]	1道 24県
豚	22	556	1[illegible]342	6	15	286	95	19.1	1府 4県
	23	[illegible]	32153	11	18	428	56	23.8	1府 5県
	24	[illegible]	41.788	29	37	1.346	120	36.4	1府 10県
山羊	22	[illegible]52	33260	11	16	192	32	12.0	1府 3県
	23	[illegible]	46841	24	36	897	172	24.9	1府 8県
	24	[illegible]67	41.409	40	50	3838	250	76.8	1府 6県
緬羊	22	267	5.781	1	2	60	31	30.0	1県
	23	395	8.840	4	4	324	-	81.0	1道 1県
	24	167	4600	4	9	712	-	79.1	1道 1県

備考

1. 本調査は昭和22年より同24年に至る家畜人工授精実施状況を各府県畜産主務課からの提出に基いて取纏めたものである。
2. 24年度は9月末迄とする。
3. 種牡総数及種付牝総数とは人工、本交の計を示す。
4. 班数とは人工授精実施班数を示す
5. 牡一頭当の牝頭数とは各都道府県毎に集計して平均したものを記入した
6. 牡一頭当の平均 = 人工授精実施種付牝数 / 人工授精実施種牡数
7. 摘要欄には実施県数を示す。

国立公文書館 National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

（参考 ）

[illegible]

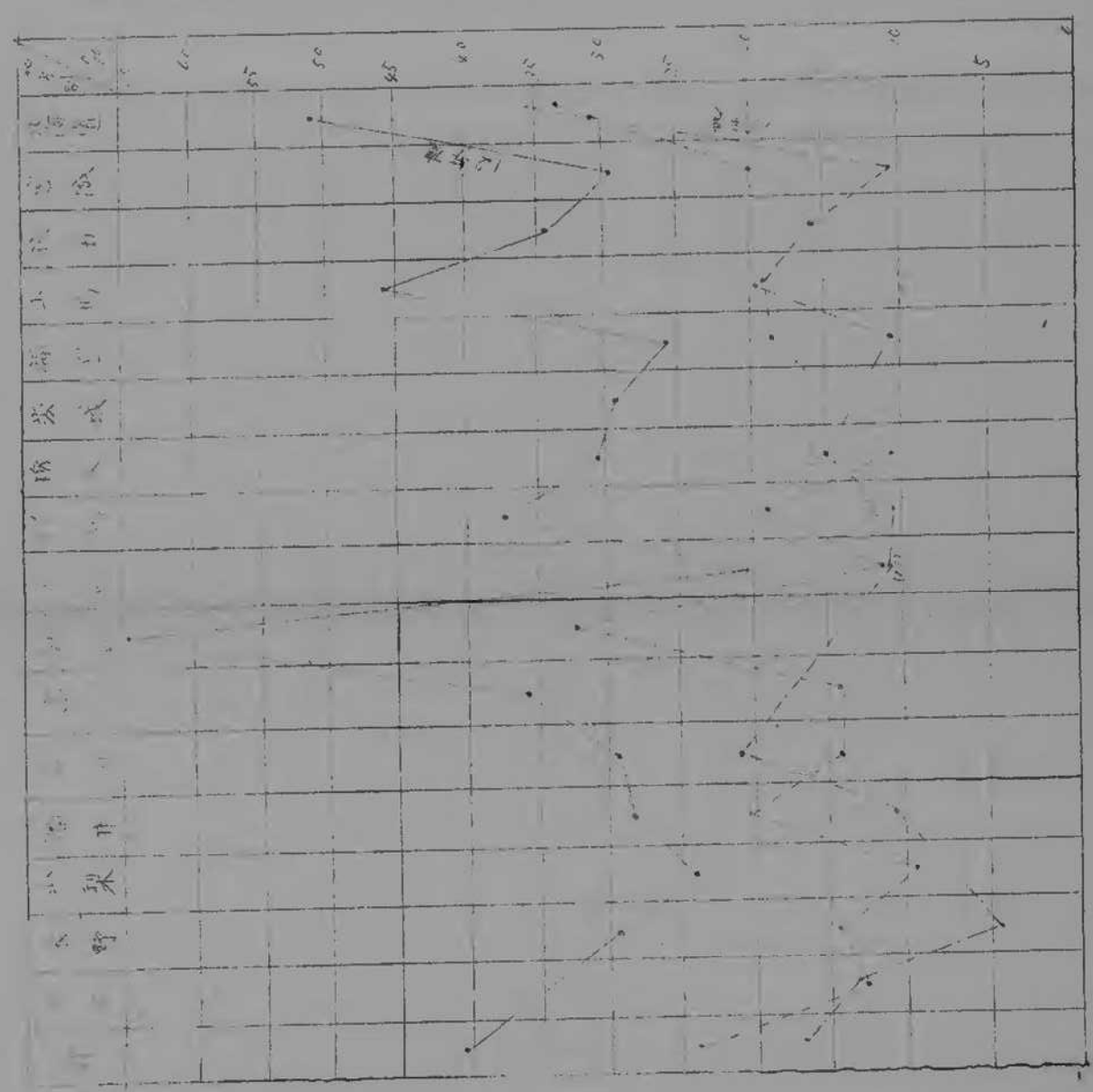

裏面白紙

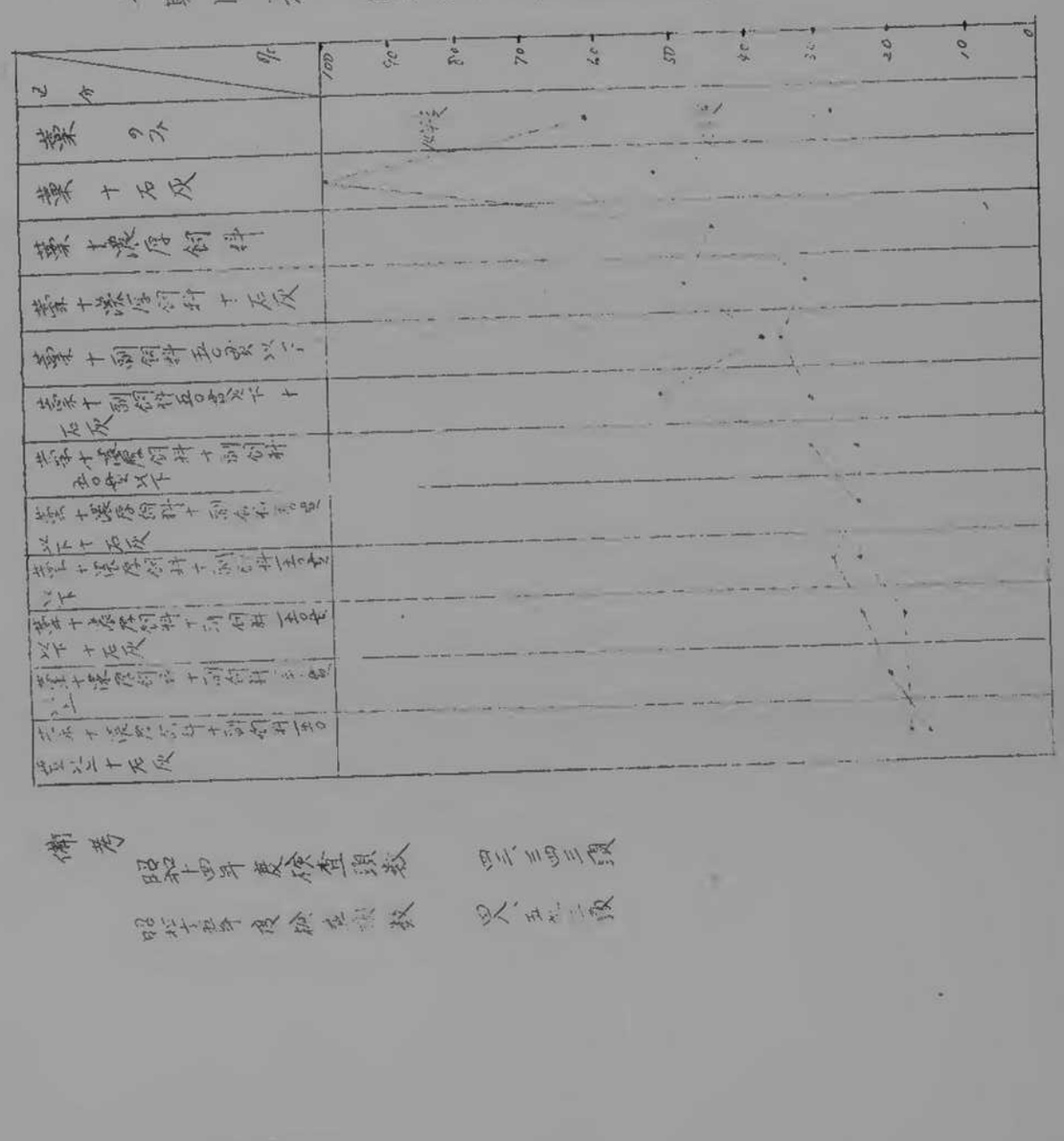

備考

昭和十四年度検査済数　四三、四三四頭

昭和十四年度検査未済数　四八、三九二頭

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

（附表七）

（附表）

冬（八）期間に於ける治理程度別滑救延数主調

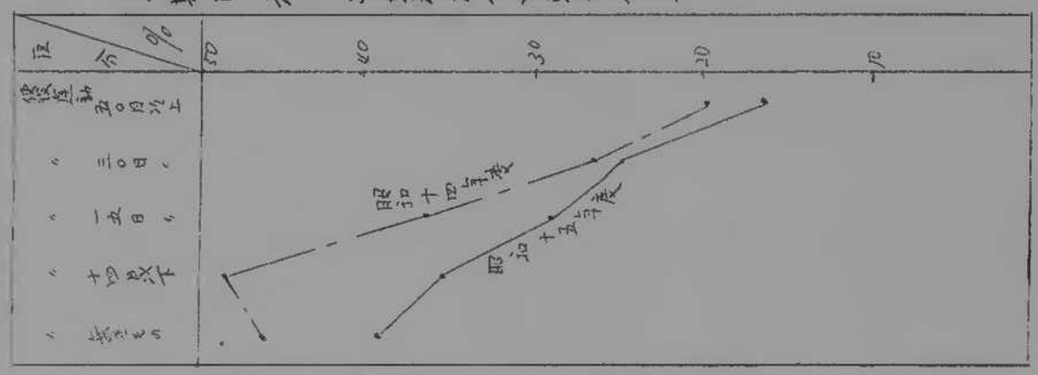

備考 一、昭和十四年度被検査頭数 六四、三八九頭

二、昭和十五年度被検査頭数 七五、六三五頭

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

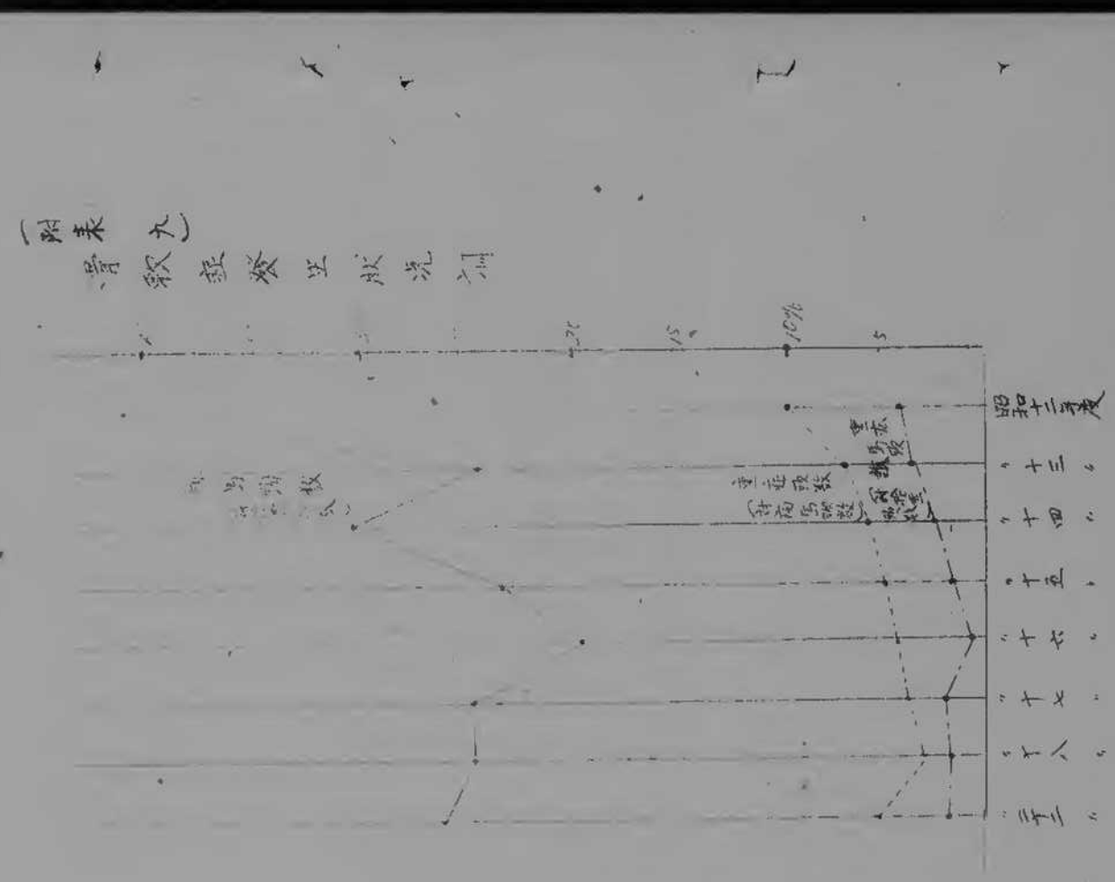

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

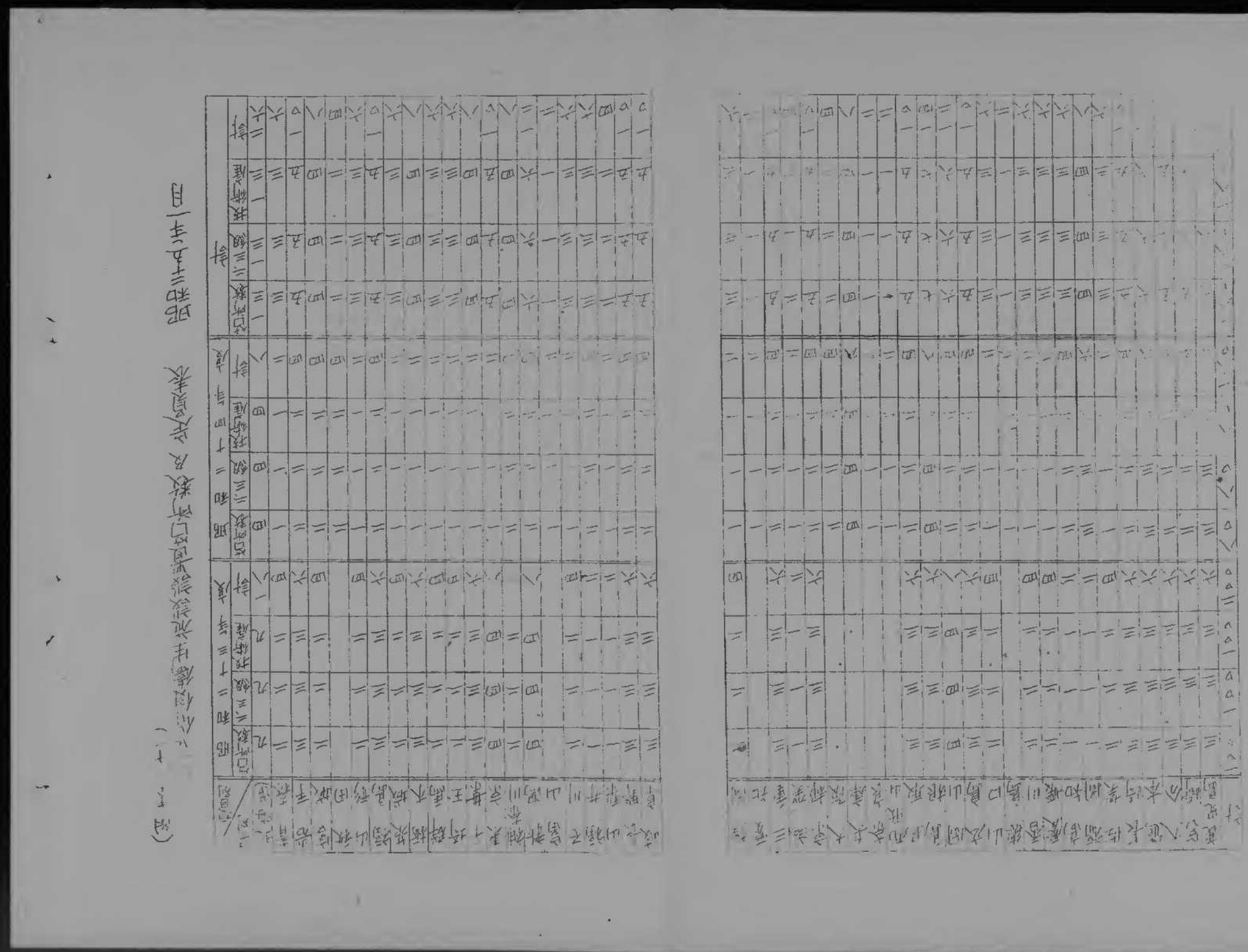

家畜福生技術向上に必要な経費

二十五年度　家畜保健衛生施設費

区分	員数	単価	金額	備考
畜産業経営費				
畜産費				
家畜福生費			三五五三七〇〇〇	
補助負担金及交付金			四〇四六八〇〇〇	
家畜保健衛生施設補助費			三三八六八〇〇〇	
家畜保健衛生施設補助	八〇	三一〇〇〇〇	三六八〇〇〇〇〇	
施設費補助		三〇〇〇〇	三八〇〇〇〇〇	
個人設置補助		三〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	
畜産家畜保健衛生施設補助費			三〇六八〇〇〇	
繰越補助	五二〇	三〇〇〇〇	三六八〇〇〇〇〇	二十四年度繰越

旅費	電話	二六〇	一六〇〇	四六〇〇〇

昭和二十三年度　家畜保健衛生施設費

一〇〇ケ所　一六〇〇〇〇〇円

昭和二十四年度　家畜保健衛生施設費

一八〇ケ所　二八〇〇〇〇〇円

昭和二十五年度　家畜保健衛生施設費

二六〇ケ所　三六八〇〇〇〇円

昭和21年度 牛ノ繁殖障害除去施設事業成績

区分 ＼ 地域		他府県全部	乳牛地帯			和牛地帯		
		40地方	北海道地区	関東中部地区	計	近畿中国地区	九州地区	計
除去班数		397	55	38	93	89	22	111
種牡牛	種牡牛頭数	5.913	872	288	1.160	1.480	623	2.103
	種牡牛一頭当り繁殖牝牛頭数	114	52	143	74	110	161	125
	種牡牛一頭当り種付牝牛頭数	73	40	63	47	81	128	95
繁殖用成牝牛頭数		674.457	45.104	41.150	86.254	163.320	100.405	263.725
生産	種付頭数	432.766	26.726	18.136	44.862	120.255	80069	200.324
	受胎頭数	[illegible]	28.514	14.794	43.218	88.469	65.357	[illegible]
	生産頭数	[illegible]	23.305	12.144	35.449	73.644	57.531	131.175
	繁殖供用率(%)	64.1	41.4	44.1	63.6	73.6	79.7	[illegible]
	受胎率(%)	77.7	77.6	81.1	78.7	73.9	81.6	[illegible]
	生産率(%)	16.5	23.4	67.1	64.5	61.2	71.8	65.4
繁	検診頭数	214.707	47.451	14.017	58.850	102.771	29.234	132.226
	病牛頭数	65.850	11.217	3.720	14.367	20.646	5.295	25.941

繁殖障害治療	治療頭数	59.185	6.384	3.742	12.126	19.313	4.417	23.712
	恢復頭数	47.550	6.208	3.322	9.550	16.073	3.644	19.717
	繁殖用牝牛対治療率(%)	46.1	99.3	34.1	60.2	63.0	29.1	51.1
	治療時対治療率(%)	20.9	23.0	27.9	24.4	20.1	18.1	19.6
	恢復時対治療率(%)	86.6	81.0	96.4	84.6	94.5	84.4	91.4
	恢復率(%)	85.1	94.1	87.6	92.4	82.2	86.4	[illegible]

備考　乳牛地帯　北海道 千葉 群馬 神奈川 新潟

和牛地帯　山口 鳥取 島根 岡山 広島 長崎 宮崎 鹿児島

(別表 [illegible]) [illegible]造施設事業成績

区別 / 県別	交付数	種付頭数	種付件数	受胎 頭数	受胎 %	流産 頭数	流産 %	生産 頭数	生産 %	仔馬斃死 頭数	仔馬斃死 %
北海道	16	163	12,326	4,744	38.4	427	9.1	4,317	35.0	96	2.2
青森	12	284	4,240	1,956	46.2	366	18.5	1,590	37.5	85	5.4
岩手	24	142	4,551	2,511	55.0	38	15.2	2,493	54.5	93	3.9
宮城	7	110	3,490	2,425	69.4	399	16.4	2,028	58.0	123	6.3
秋田	17	5	115	54	46.9	19	35.0	35	30.5	5	14.2
山形	3	7	50	23	46.0	3	13.0	20	40.0	6	[illegible]
福島	7	23	789	518	65.6	33	6.4	485	61.4	25	[illegible]
茨城	4	27	1,013	661	62.2	40	6.5	621	58.4	39	5.5
栃木	1	7	141	62	44.0	13	9.2	(49)	34.0	—	
愛知	2	4	91	59	72.1	11	18.6	(49)	53.3	—	
佐賀	1	7	3.3	132	40.8	7	5.3	125	33.9	6	4.76
鳥取	16	114	5,511	2,291	41.4	585	26.9	2,434	45.0	135	5.7
合計	110	893	32,540	14,438	50.4	2,239	13.	14,285 (12,188)	43.0	614	4.3

備考 ○仔馬斃死率は生産頭数に対する仔馬斃死頭数に対する比率
○種付頭数欄の計は（ ）内数字を除いた数字を計上する。

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

(附表 十五) 全国獣医师(牧蹄师)数調

	登録獣医数	牧蹄师	計	開業獣医师	縣職員	防疫	生産率	骨牧志	茶事	保健衛生施設	計
北海道	1575	974	2,549	611	50	11	4	1	1	26	83
青森	349	266	615	146	18	3	1			4	13
岩手	705	200	905	275	39	4	2			10	22
宮城	365	217	582	199	32	4	4	4		2	25
秋田	257	291	548	166	20	3	3	3		4	21
山形	150	191	341	113	32	3	2	6		6	17
福島	329	220	549	219	28	6	11	2		10	29
茨城	256	156	412	165	17	3	1	3		6	13
栃木	320	194	514	157	25	3	3	1		8	15
群馬	180	136	316	72	36	3	2	2		6	13
埼玉	226	95	321	71	58	4		1		6	11
千葉	553	81	634	165	52	6	1		1	10	18
東京	344	149	493	151	56	5	1			8	16
神奈川	152	54	206	56	52	2	1			8	15
新潟	239	222	461	103	73	4	1	7		12	24
富山	110	142	252	43	27	2	1	2		2	7
石川	147	63	210	28	17	3	1	2		4	12
福井	103	50	153	24	32	2		2		6	10
山梨	87	93	180	40	17	2		1		4	7
長野	679	218	893	137	52	4	2	2		10	18
岐阜	228	138	366	51	54	4	2	1		10	17
静岡	264	112	348	62	21	2	1	1		6	15
愛知	319	87	406	61	23	5	1			2	8
三重	138	34	172	25	15	3				11	13
滋賀	160	5	165	4	37					4	6
京都	260	24	284	17	22	4	1			8	14
大阪	87	83	170	21	43	5			1	4	10
兵庫	480	88	568	85	63	12	1			8	19
奈良	24	8	32	13	21	2	1			2	5
和歌山	63	12	75	7	35	2	1			2	5
鳥取	232	51	283	25	63	6	1			10	17
島根	261	60	321	[illegible]	20	3	1			14	22
岡山	366	50	416	71	41	2	1			12	20
広島	301	70	371	41	40	3				8	15
山口	488	135	623	136	45	4	1			6	11
徳島	117	2	119	31	34	2				2	4
香川	117	10	127	10	[illegible]	3	1			2	10
愛媛	140	23	163	26	[illegible]	3	1			2	7
高知	67	18	85	30	[illegible]	3	2			2	11
福岡	425	123	548	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			6	11
佐賀	229	91	325	140	[illegible]	[illegible]	[illegible]			5	11
長崎	[illegible]	81	341	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			10	15
熊本	514	441	955	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			12	27
大分	272	93	365	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			10	21
宮崎	571	25	596	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			11	23
鹿児島	574	122	696	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			11	20
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	41	3	[illegible]	[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

第四章

（附表 十六）　昭和24年度 家畜頭羽数（24/2現在）　農林省 24年度 家畜センサスより

	牛 乳用種	牛 役用用種	馬	豚	山羊	綿羊	象	にはとり	あひる
北海道	52.804	189	259.726	64.510	16.975	140.116	41.315	846.313	2.079
青森	2.119	7.014	85.247	10.072	3.434	4.972	25.339	224.201	3.263
岩手	10.133	19.215	64.[illegible]	12.841	14.456	16.638	[illegible]	261.324	6.464
宮城	4.794	33.057	[illegible]	5.990	[illegible]	4.224	36.015	332.194	5.636
秋田	1.454	13.012	[illegible]	8.776	4.558	4.904	60.315	255.457	12.071
山形	3.648	[illegible]	[illegible]	2.182	[illegible]	[illegible]	43.014	[illegible]	9.577
福島	4.111	31.816	[illegible]	8.553	4.614	50.207	[illegible]	[illegible]	1.951
茨城	2.438	54.524	[illegible]	36.433	[illegible]	3.61	[illegible]	[illegible]	4.096
栃木	2.651	[illegible]	[illegible]	7.175	5.351	[illegible]	[illegible]	254.436	2.036
群馬	5.834	46.252	[illegible]	21.034	[illegible]	[illegible]	[illegible]	305.160	2.051
埼玉	1.279	36.662	[illegible]	26.553	[illegible]	[illegible]	[illegible]	427.152	7.277
千葉	12.045	[illegible]	[illegible]	23.531	[illegible]	[illegible]	[illegible]	503.187	16.263
東京	5.547	1.865	3.210	[illegible]	[illegible]	[illegible]	25.751	151.143	6.272
神奈川	2.475	22.755	9.338	[illegible]	5.246	762	[illegible]	110.508	1.071
新潟	3.194	43.234	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	45.079	381.231	18.036
富山	1.279	7.422	[illegible]	[illegible]	3.520	617	15.730	144.591	3.680
石川	1.405	15.654	[illegible]	[illegible]	1.541	298	8.310	120.547	4.937
福井	1.012	15.419	[illegible]	[illegible]	1.424	251	8.480	93.367	5.196
山梨	1.543	[illegible]	[illegible]	3.460	[illegible]	3.513	44.237	161.450	813
長野	[illegible]	[illegible]	[illegible]	15.794	30.531	[illegible]	223.456	448.404	3.277
岐阜	[illegible]	23.547	16.970	5.485	13.647	6.849	105.996	334.085	3.603
静岡	7.817	30.443	12.112	24.394	17.243	1.899	84.661	351.267	3.073
愛知	6.522	39.504	5.696	22.725	15.467	1.701	134.091	407.101	14.914
三重	1.710	52.593	2.765	4.005	3.659	555	[illegible]	331.341	3.350
滋賀	1.214	27.577	839	1.574	1.211	150	[illegible]	209.139	6.084
京都	1.661	35.613	1.242	1.556	3.153	817	52.929	212.973	6.138
大阪	1.574	35.652	2.657	2.303	1.205	51	14.920	256.315	17.706
兵庫	3.576	119.800	4.315	5.393	4.397	1.022	57.572	433.108	6.770
奈良	135	23.676	252	573	1.522	353	[illegible]	157.511	1.653
和歌山	955	35.835	1.355	2.232	2.379	189	[illegible]	221.029	1.310
鳥取	941	48.407	2.573	4.449	1.261	1.889	[illegible]	116.727	3.014
島根	530	65.711	2.213	4.629	2.255	6.024	44.597	[illegible]	2.243
岡山	2.558	103.540	5.327	3.842	9.768	702	65.[illegible]	345.262	4.783
広島	2.423	163.428	[illegible]	6.359	7.756	3.209	[illegible]	455.721	3.061
山口	2.534	75.730	[illegible]	2.727	6.510	203	[illegible]	304.494	1.958
徳島	2.133	49.359	[illegible]	1.651	2.004	130	[illegible]	166.502	2.323
香川	1.573	51.293	2.236	4.542	2.724	2.657	[illegible]	259.931	2.676
愛媛	1.622	64.744	4.285	7.147	[illegible]	1.171	[illegible]	389.875	7.803
高知	262	37.051	[illegible]	3.175	11.354	956	[illegible]	214.820	4.171
福岡	3.147	69.769	28.777	[illegible]	5.737	1.129	114.245	640.242	5.569
佐賀	2.156	35.720	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	293.872	2.964
長崎	1.367	21.765	[illegible]	[illegible]	[illegible]	2.[illegible]	[illegible]	362.305	2.598
熊本	2.104	51.070	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	5.563
大分	1.250	47.333	[illegible]	1.[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1.923
宮崎	1.328	55.614	41.567	23.[illegible]	[illegible]	217	80.516	[illegible]	5.019
鹿児島	3.144	114.537	41.464	30.502	[illegible]	411	[illegible]	1[illegible]710	7.027
合計	207.917	2.091.636	1.072.309	688.281	457.721	[illegible]	[illegible]	16.357.885	243.324

第四編

国立公文書館 National Archives of Japan

（附表 十七）

欧米各國に於ける家畜人工授精法の要旨及特色

佛國

佛蘭西は一九四六年家畜人工授精法を制定している

一、家畜人工授精師でなければ、人工授精を目的で家畜の精液を利用し販売し或は販売してはならない。

一、家畜人工授精師の免許の下附條件は産業審議会で決定され行政規則で定める。

一、家畜人工授精所は農林大臣の許可を要する。

一、家畜人工授精師は、試験として農林大臣の承認を要する。

一、人工授精用種畜は農林大臣の監督下とする。

一、人工授精所、人工授精師は農林大臣の規定に違反して人工授精したもの、二、〇〇〇―二〇、〇〇〇フランの罰金、精液の採集販売、貯蔵、運搬及び使用に使つたもの又牡畜の没収することができる。

英國

一、人工授精所は農業省の指定によつて設置される

一、人工授精師は農業省の官吏によつて試験され認可される

一、人工授精に使用する種牡は農業省の承認を要する。

一、人工授精に使用する種牡は農業省の獣医による官吏によつて系統、能力、一般性質等の細密検査に合格したもの

その后に於ても定期的に検査して陽性又疑はしい時は除去する。

伊太利

一、伊太利に於ては一九三八年から法律を制定して家畜人工授精を取締つている

米國

一、家畜人工授精に就ては各州により異るが自主的に行つている。

一、十國に於ける特色は、人工授精組合の発展を促進するにあり

一、四〇、〇〇〇頭現在四二州に五九一組合が承認されている。